

【資料1】

京都市歴史まちづくり推進協議会委員名簿（H25. 1. 1）

（五十音順敬称略）

No.	所属	役職	氏名	備考
1	花園大学文学部文化遺産学科 京都大学	教授 名誉教授	高橋 康夫	
2	京都大学大学院人間・環境学研究科	准教授	中嶋 節子	新任
3	大阪芸術大学芸術学部文芸学科	教授	西岡 陽子	新任
4	京都美術工芸大学工芸学部 京都工芸繊維大学	教授 名誉教授	日向 進	
5	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科	教授	宗田 好史	
6	公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター	理事長	三村 浩史	
7	京都府教育庁指導部文化財保護課	課長	磯野 浩光	
8	京都市都市計画局	景観創生監	本田 徹	
9	京都市文化市民局文化芸術都市推進室	文化財 担当部長	北村 信幸	
10	京都市建設局建設企画部	技術総括 担当部長	横木 孝司	

様式1

■ 認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

市町村名：京都市

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
表紙	表紙	認定年月の変更	時点修正
P2-3	P2-3	イ 都市計画に関する計画<京都市都市計画マスタープラン>の変更	関連計画の変更に伴う時点修正
P3-4	P3-4	エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画>の変更	関連計画の変更に伴う時点修正
P4	P4	オ 産業に関する計画<京都市伝統産業活性化推進計画>の変更	関連計画の変更に伴う時点修正
P6	P6	関連計画の名称の変更	関連計画の変更に伴う時点修正
P8	P8	H24.3変更認定申請以降の経過の追加	時点修正
P33	P33	図1-12 出典等の追加	記載忘れ
P51	P51	ア 京都市の重要文化財建造物等の概要 の文化財件数の変更	時点修正及び誤記修正
P52	P52	図1-18 京都市の国指定文化財の分布 の文化財プロット図の変更	時点修正
P53	P53	イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要 の文化財等の件数の変更	時点修正及び誤記修正
P54	P54	図1-19 京都市の府・市指定文化財の分布 の文化財等プロット図の変更	時点修正
P55	P55	図1-20 京都市の登録文化財の分布 のプロット図の変更	時点修正
P199～ P210	P199～ P210	各規制地区面積表の起算日の変更(平成23年4月から平成24年10月に)及び起算日記載方法の変更(起算日記載箇所を集約)	記載方法の変更
P206～ P207	P206～ P207	(エ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用 の内容の修正、追記	関連条例に基づく指針の新規策定に伴う修正、追記
P207		(オ) 京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に關する 条例 の追加	関連条例の新設に伴う追加
P210	P210	オ 屋外広告物の規制 の内容の追記	関連条例の推進に伴う追記

P225～ 226	P225～ 226	関連計画の名称及び計画期間の変更、図中の語句の部分 的な修正	関連計画の変更に伴う時点修正，誤記修正
P229	P229	ウ 地域で取り組むまちづくりの推進 への追記	関連事業の推進に伴う追記
P230	P230	キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進 の修正	関連計画の変更に伴う時点修正
P235	P235	図4-2「国指定文化財の分布」と重点区域 の文化財プロッ ト図の変更	時点修正
P236	P236	図4-3「国登録文化財の分布」と重点区域 のプロット図の 変更	時点修正
P237	P237	図4-4「府・市指定文化財等の分布」と重点区域 の文化財 等プロット図の変更	時点修正
P239～ P265	P239～ P265	指定件数等の起算日の変更(平成23年4月から平成24年10 月に)及び起算日記載方法の変更(起算日記載箇所を集 約)	記載方法の変更
P241	P241	当該地区に含まれる景観地区及び風致地区 内の記載の 変更(新規の風致地区特別修景地域の追加)	時点修正
P246	P246	イ 国指定選定文化財の分布 の本文中及び表中の文化 財件数の変更	時点修正
P247～ P248	P247～ P248	ウ 国指定選定以外の指定文化財等 の文中及び表中の 文化財等件数の変更、「重要」の削除	時点修正及び誤記修正
P248	P248	エ 景観法，市条例関連の指定物件等 の文中及び表中の 物件数の変更	時点修正
P253	P253	イ 国指定文化財の分布 の表中の文化財件数の変更	時点修正
P258	P258	イ 国指定文化財の分布 の表中の文化財件数の変更	時点修正
P258	P258	ウ 国指定以外の指定文化財 の表中の文化財等件数の 変更	時点修正
P258～ P259	P258～ P259	エ 景観法，市条例関連の指定物件等 の表中の物件数の 変更	時点修正
P262	P262	ウ 国指定以外の指定文化財 の表中の文化財等件数の 変更	時点修正
P263	P263	エ 景観法，市条例関連の指定物件等 の表中の物件数の 変更	時点修正
P278	P278	図5-5 屋外広告物規制区域等指定(概要)図と重点区域 の変更	時点修正
P287～ 288	P287～ 288	●二条城二之丸御殿に関する事業名の変更，事業年度等 の変更	時点修正

	P288	●岩倉具視幽棲旧宅保存修理の削除		誤記修正（重点区域外の事業のため）
P288		●旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業の追加		文化財建造物修理事業の追加（新規指定に伴う）
P299	P299	道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区の事業期間の変更		都市再生整備計画の変更に伴う変更
P305	P305	道路修景整備事業 清水周辺地区の支援措置の変更		時点修正
P307	P307	無電柱化等事業の支援措置及び内容の変更		時点修正
P311	P311	観光案内標識の整備の内容の変更		事業の推進に伴う時点修正
P316～317	P316～317	ア「歩くまち・京都」の推進の支援措置及び内容の変更		事業の推進に伴う時点修正
P320	P320	御園橋改修事業の支援措置の変更		時点修正
P323～P324		旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業の追加		新規指定に伴う文化財建造物修理事業の追加
P341	P341	コ京町家まちづくりファンドの事業名の追加他		事業の推進に伴う時点修正
P348	P348	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進名称及び支援措置の修正、支援措置期間の変更		時点修正及び誤記修正
P349	P349	京都会館再整備の事業期間及び支援措置期間の追記		都市再生整備計画の変更に伴う変更及び誤記修正
P350-1～P350-2		神宮道再整備の追加及び（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）の追記		都市再生整備計画の変更に伴う事業追加とそれに伴う記載の追加
P356	P356	京もの全国普及事業 京もの一家に一品推進事業の事業期間の変更		関連計画の変更に伴う時点修正
P357		京もの国内市場開拓事業の追加		関連計画の変更に伴う追加
P357		京もの開拓市場開拓事業の追加		関連計画の変更に伴う追加
P358	P358	和装産業活性化戦略プランの推進の事業期間の変更		関連計画の変更に伴う時点修正
P357～P359	P357～P359	上2事業の追加による項目番号のずれ修正		上2事業による修正
P359～P364	P359～P364	イ 伝統文化 内各行の項目番号の振り直し		誤記修正

P373-2	革島医院		新規指定の追加
P373-3	村西邸		新規指定の追加
P373-3	片岡邸		新規指定の追加
P373-3	遠藤邸		新規指定の追加
P373-3	生谷邸(生谷敬之助)		新規指定の追加
P373-3	北尾邸		新規指定の追加
P373-4	七味六兵衛		新規指定の追加
P373-4	北岡邸		新規指定の追加
P373-4	田中邸(近江屋吉兵衛)		新規指定の追加
P373-4	千歳邸		新規指定の追加
P373-4	松村邸		新規指定の追加
P373-5	中村邸		新規指定の追加
P373-5	西川仁右衛門		新規指定の追加
P389	図7-14-2 の追加		事業の追加に伴う追加
P389	図7-24-3 の追加		事業の追加に伴う追加
別表15-2	重要文化財新規指定物件の追加		新規指定の追加
別表-20	別表-20 告示年月日の追記		記載忘れ
別表-29	府指定文化財建造物新規指定の追加		時点修正
別表-38	市指定文化財建造物新規指定の追加		時点修正

別表-44	市登録無形民俗文化財新規登録の追加	時点修正
別表54-1 ～2	国登録文化財建造物の新規登録の追加	時点修正

旧 (表紙)



新 (表紙)



新 (P2)

第3章において、歴史まちづくりを推進していく上での関連計画との関係を示し、方策などを示すが、ここでは、京都市における主な各種計画の概要を示す。

ア 京都市基本構想・基本計画

京都市は、昭和53年（1978）に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。

この理想を実現するために、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成11年（1999）に策定し、市政の基本方針を示している。

この「京都市基本構想」を具体化するために、「京都市基本計画」を策定しており、第1期の基本計画の計画期間が平成22年（2010）に終了したため、第2期の基本計画として、平成23年度（2011）からの10年間を計画期間とした「はただけ未来へ！ 京プラン」を策定した。ここでは、10年後の京都の未来像を示すとともに市民の主体的な参加を得て取り組む重点戦略及び主要な政策を提示している。

イ 都市計画に関する計画<京都市都市計画マスタープラン>

京都市都市計画マスタープランは、京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、京都市基本計画や各区基本計画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため、関連分野の諸計画と連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備等に係る方針を明らかにしている。

京都は、京都特有の自然条件と長い歴史を有する個性的な大都市であるとし、この計画において、この京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなどの京都の個性を大切にし、これらの特徴を前提とした都市計画の方向付けを行っている。

都市計画マスタープランでは、京都市基本計画で示されている6つの京都の未来像との関係を保ちながら、都市が持続するために必要となる基本要素であり互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、目標とする都市の姿を示しており、「文化」では「歴史や文化を継承し創造的に活用する都市」を目標とする都市の姿としている。これらの目標とする都市の姿の実現に向け、京都市全体としての都市計画の方針を、都市計画の分野毎に定めている。

「景観」の分野では、5つの方針を定めており、そのうち「盆地景”を基本に自然と共生する景観形成”では、三山の緑の保全・再生や眺望景観、借景の保全・創出、河川空間の魅力向上を図り、「伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成”では、歴史的景観の保全・再生、創造的視点を加えた優れた景観の創出等を図り、「京都らしさ”をいかした個性ある多様な空間から構成される景

旧 (P2)

第3章において、歴史まちづくりを推進していく上での関連計画との関係を示し、方策などを示すが、ここでは、京都市における主な各種計画の概要を示す。

ア 京都市基本構想・基本計画

京都市は、昭和53年（1978）に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。

この理想を実現するために、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成11年（1999）に策定し、市政の基本方針を示している。

この「京都市基本構想」を具体化するために、「京都市基本計画」を策定しており、第1期の基本計画の計画期間が平成22年（2010）に終了したため、第2期の基本計画として、平成23年度（2011）からの10年間を計画期間とした「はただけ未来へ！ 京プラン」を策定した。ここでは、10年後の京都の未来像を示すとともに市民の主体的な参加を得て取り組む重点戦略及び主要な政策を提示している。

イ 都市計画に関する計画<京都市都市計画マスタープラン>

京都市都市計画マスタープランは、京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、京都市基本計画や各区基本計画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため、関連分野の諸計画と連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備等に係る方針を明らかにしている。

京都は、京都特有の自然条件と長い歴史を有する個性的な大都市であるとし、この計画において、この京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなどの京都の個性を大切にし、これらの特徴を前提とした都市計画の方向付けを行っている。

都市計画の目標として、京都市基本構想に示す「安らぎのあるくらしと華やきのあるまち」の実現を大きな目標とし、「都市の基盤をつくる」と「魅力的な京都のまちをつくる」の2つの観点から見据えた6つの都市の将来像を掲げ、これらを実現することを都市計画の具体的な目標としてまちづくりを進めている。

その具体的な目標の一つを「歴史や文化を継承し優れた景観を保全・再生・創造する京都のまちをつくる」とし、以下のような基本的な考えに基づき、取組の方向を示している。

(7) 三方の山々の優れた自然景観を保全するとともに、豊かな自然と世界遺産をはじめとする社寺等の文化遺産の融合する山々の山ろく部や、鴨川等の河川沿いの地域など自然風趣に重む地域については、「自然」と「人工」が調和した、優れた景観を保全育成する。

新 (P3)

観形成」では、暮らしや生業から醸し出される京都らしさをいかした個性ある多様な空間の創出等を図ることとしている。
さらに、地域が都市計画マスタープランの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」を地域のまちづくりの状況に応じ、都市計画マスタープランに順次位置付けることができる仕組みを取り入れている。

ウ 景観に関する計画<京都市景観計画>

京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

京都市における景観計画は、平成16年(2004)に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法の制定を受け、これを積極的に活用するため、平成17年(2005)に、これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し、策定した。

更には、50年後、100年後の京都の将来を見据え、それまでの景観施策・制度の見直しを図り、景観制度を再編、拡充するため、平成17年(2005)7月に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」から受けた管申を踏まえ、「新景観政策」として5つの基本方針を掲げ、地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年(2007)9月に行い、京都の景観形成を進める具体的指針としている。平成23年(2011)4月には、「新景観政策」の基本的な枠組みは維持しつつ、進化させている。

『5つの基本方針』

- ① “益地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画>

京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年(2006)4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、「京都市基本計画」の文化芸術分野別計画として、平成19年(2007)3月に「京都文化芸術都市創生計画」を策定し、平成24年(2012)3月には後半期に向けて改定を行っている。

旧 (P3)

(イ) 文化的価値の高い町並みの保全・修景の推進をはじめ、市街地の歴史性や文化的資源等を踏まえた景観整備を行い、世界に誇れる歴史と文化の織りなす市街地景観の保全と再生を図る。

(ロ) 京都の華やきを後世に伝える、真の高い優れた都市景観づくりを積み重ねる。

ウ 景観に関する計画<京都市景観計画>

京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

京都市における景観計画は、平成16年(2004)に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法の制定を受け、これを積極的に活用するため、平成17年(2005)に、これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し、策定した。

更には、50年後、100年後の京都の将来を見据え、それまでの景観施策・制度の見直しを図り、景観制度を再編、拡充するため、平成17年(2005)7月に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」から受けた管申を踏まえ、「新景観政策」として5つの基本方針を掲げ、地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年(2007)9月に行い、京都の景観形成を進める具体的指針としている。平成23年(2011)4月には、「新景観政策」の基本的な枠組みは維持しつつ、進化させている。

『5つの基本方針』

- ① “益地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画>

京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年(2006)4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、「京都市基本計画」の文化芸術分野別計画として、平成19年(2007)3月に「京都文化芸術都市創生計画」を策定した。

新 (P4)

いる。

計画前半期では、京都在りードする文化芸術のまちづくりとして、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため、「先駆け」の原動力となる5つの京都先行プロジェクトを掲げ、取り組んできた。このような理念を継承し、計画後半期においても「継承と創造に関する人材の育成等」「創造環境の整備」「文化芸術と社会の出会いの促進」の3つの重要施策群、9つの施策を構想している。

また、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目に沿って総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針としている。

才 産業に関する計画<第2期京都市伝統産業活性化推進計画>

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを旨とし、平成17年（2005）年10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の産業の分野別計画として、平成18年（2006）11月に策定した「京都市伝統産業活性化推進計画」を平成23年度で完了し、新たに平成24（2012）年3月に「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

力 交通政策に関する計画<「歩くまち・京都」総合交通戦略>

京都市では、市民生活のマイカーへの依存が高まるとともに、観光シーズンにはたくさんの方が自動車で京都を訪れるため、観光地を中心とした交通問題が発生し、市民生活への影響が懸念されてきた。

このような問題の解決に向けて、本市では、これまでからパークアンドライドや京都府警察等関係機関との連携による観光地交通対策を実施し、自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆

旧 (P3-4)

この計画では、京都在りードする文化芸術のまちづくりとして、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため、「先駆け」の原動力となる「京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進」、文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進」などの5つの京都先行プロジェクトを掲げている。

また、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、「伝統の継承と新たな創造活動の支援」や「文化芸術環境の向上」など、総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針としている。

才 産業に関する計画<京都市伝統産業活性化推進計画>

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを旨とし、平成17年（2005）年10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の産業の分野別計画として、平成18年（2006）11月に「京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

力 交通政策に関する計画<「歩くまち・京都」総合交通戦略>

京都市では、市民生活のマイカーへの依存が高まるとともに、観光シーズンにはたくさんの方が自動車で京都を訪れるため、観光地を中心とした交通問題が発生し、市民生活への影響が懸念されてきた。

このような問題の解決に向けて、本市では、これまでからパークアンドライドや京都府警察等関係機関との連携による観光地交通対策を実施し、自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆

新 (P6)

の基本方針である「京都市基本構想」を具体化するための主要な政策を「京都市基本計画」に示している。

これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化に関する「京都文化芸術都市創生計画」、産業に関する「**第2期京都市伝統産業活性化推進計画**」、観光に関する「未来・京都観光振興計画2010⁺」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」であると定義されている。

本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらをとりまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

旧 (P5-6)

の基本方針である「京都市基本構想」を具体化するための主要な政策を「京都市基本計画」に示している。

これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化に関する「京都文化芸術都市創生計画」、産業に関する「京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「未来・京都観光振興計画2010⁺」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」であると定義されている。

本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらをとりまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

新 (P8)	旧 (P8)
<p>H 2 3 . 8 . 3 . 1 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 3 . 1 0 . 2 . 5 : 京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 1 . 4 : 平成23年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 2 . 6 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第3回変更) H 2 4 . 2 . 1 . 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第3回変更) H 2 4 . 2 . 2 . 4 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 4 . 3 . 1 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る報告</p> <p>H 2 4 . 3 . 8 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第4回変更) <u>H 2 4 . 3 . 3 . 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第4回変更)</u> <u>H 2 5 . 2 . 2 . 1 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取</u> <u>「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る意見</u> <u>聴取</u></p> <p><u>H 2 5 . 3 . 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第5回変更)</u></p>	<p>H 2 3 . 8 . 3 . 1 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 3 . 1 0 . 2 . 5 : 京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 1 . 4 : 平成23年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 2 . 6 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第3回変更) H 2 4 . 2 . 1 . 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第3回変更) H 2 4 . 2 . 2 . 4 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る意見 聴取</p> <p>H 2 4 . 3 . 1 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る報告</p> <p>H 2 4 . 3 . 8 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第4回変更)</p>

新 (P33)

大きな影響を与えてきた。

現在も市内に多数残っている京町家の源流は平安時代まで遡ることができるが、今

日見られるような洗練された京町家の原型が完成したのは、江戸時代の中期以降である。技術の発達は、京町家のなかで営まれる都市住民の暮らしにも大きな影響を与えていった。奥の庭を前にした畳敷きの広い座敷では、お茶・お花・句会などが営まれ、ここで情報交換を大切にした大店の暮らしが、庶民の暮らしにも徐々に広がっていった。こうした暮らしの文化を背景として生産された京都の産品は、全国各地で、「下りもの」として珍重され、京都の活性化に大きく貢献した。

また、戦乱から開放された市民は、古代・中世以来受け継がれてきた遊山・遊樂といった屋外の遊びを、庶民の遊びのパターンとして創りはじめた。この遊びの有様は、「洛中洛外図屏風」などに描かれているが、四季折々の名所、参詣する寺社の「京内まわり」が、京の庶民ばかりでなく、他国の人々にまで及んで京の価値を生み、「京風」を認識させていった。

この遊山・遊樂の盛行は江戸中期に入って、全国的な旅行ブームが招来されてくること、いっそう拍車をかけられることになり、観光名所・観光寺院・観光土産といったものがつくりだされ、さらにこれが各種の京都観光案内書などの出版物を通じて広く宣伝された。



三十三間堂



豊国廟

図 1-12 洛中洛外図屏風(芥木本)
(重要文化財)部分 東京国立博物館 所蔵
[Image:TMU Image Archives](#)

旧 (P33)

大きな影響を与えてきた。

現在も市内に多数残っている京町家の源流は平安時代まで遡ることができるが、今

日見られるような洗練された京町家の原型が完成したのは、江戸時代の中期以降である。技術の発達は、京町家のなかで営まれる都市住民の暮らしにも大きな影響を与えていった。奥の庭を前にした畳敷きの広い座敷では、お茶・お花・句会などが営まれ、ここで情報交換を大切にした大店の暮らしが、庶民の暮らしにも徐々に広がっていった。こうした暮らしの文化を背景として生産された京都の産品は、全国各地で、「下りもの」として珍重され、京都の活性化に大きく貢献した。

また、戦乱から開放された市民は、古代・中世以来受け継がれてきた遊山・遊樂といった屋外の遊びを、庶民の遊びのパターンとして創りはじめた。この遊びの有様は、「洛中洛外図屏風」などに描かれているが、四季折々の名所、参詣する寺社の「京内まわり」が、京の庶民ばかりでなく、他国の人々にまで及んで京の価値を生み、「京風」を認識させていった。

この遊山・遊樂の盛行は江戸中期に入って、全国的な旅行ブームが招来されてくること、いっそう拍車をかけられることになり、観光名所・観光寺院・観光土産といったものがつくりだされ、さらにこれが各種の京都観光案内書などの出版物を通じて広く宣伝された。



三十三間堂



豊国廟

図 1-12 洛中洛外図屏風(芥木本)
(重要文化財)部分 東京国立博物館 所蔵

新 (P51)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化的遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3：1、中高年女性、リピーターということができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要 (別表1) (平成24年10月現在)

京都市内には、206件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち40件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める171件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができ、これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、54件の史跡(うち3件が特別史跡)、37件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

旧 (P51)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化的遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3：1、中高年女性、リピーターということができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要 (別表1) (平成23年4月現在)

京都市内には、204件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち40件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める171件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができ、これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築2件)が指定されている。

記念物では、48件の史跡(うち3件が特別史跡)、36件の名勝(うち9件が特別名勝)、6件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における歴史的変更に係るもの

新 (P52)

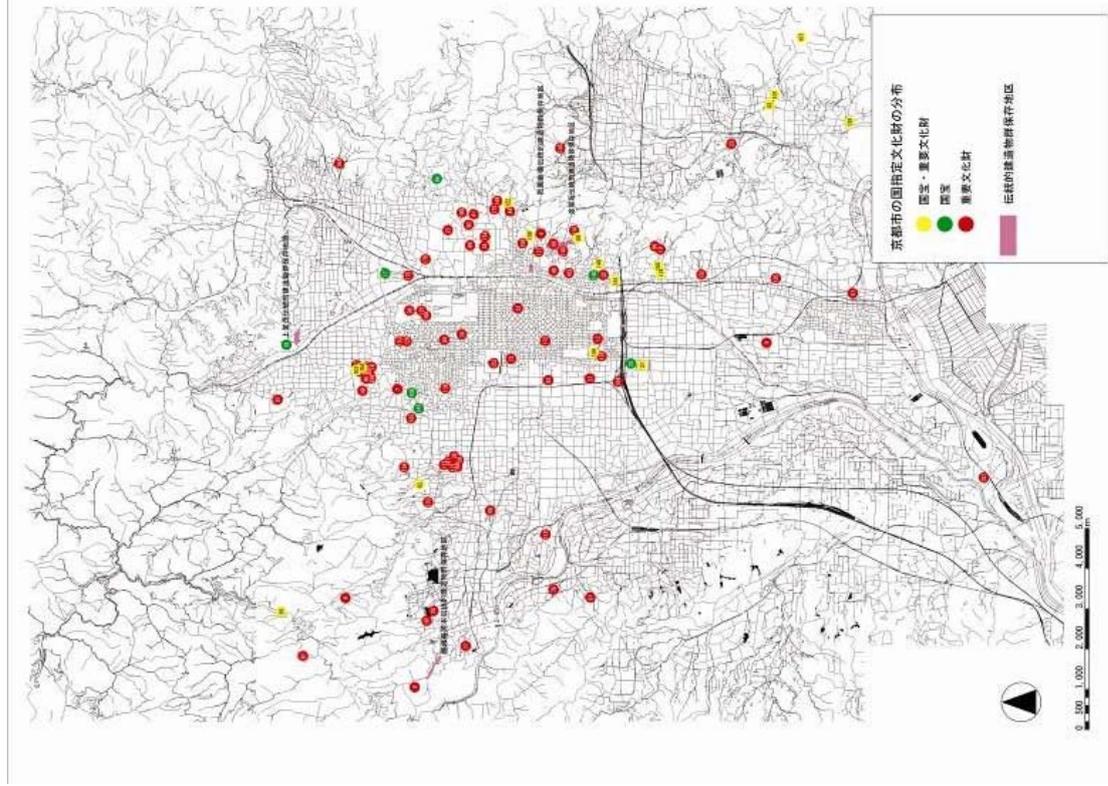


図 1-18 京都市の国指定文化財の分布

旧 (P52)

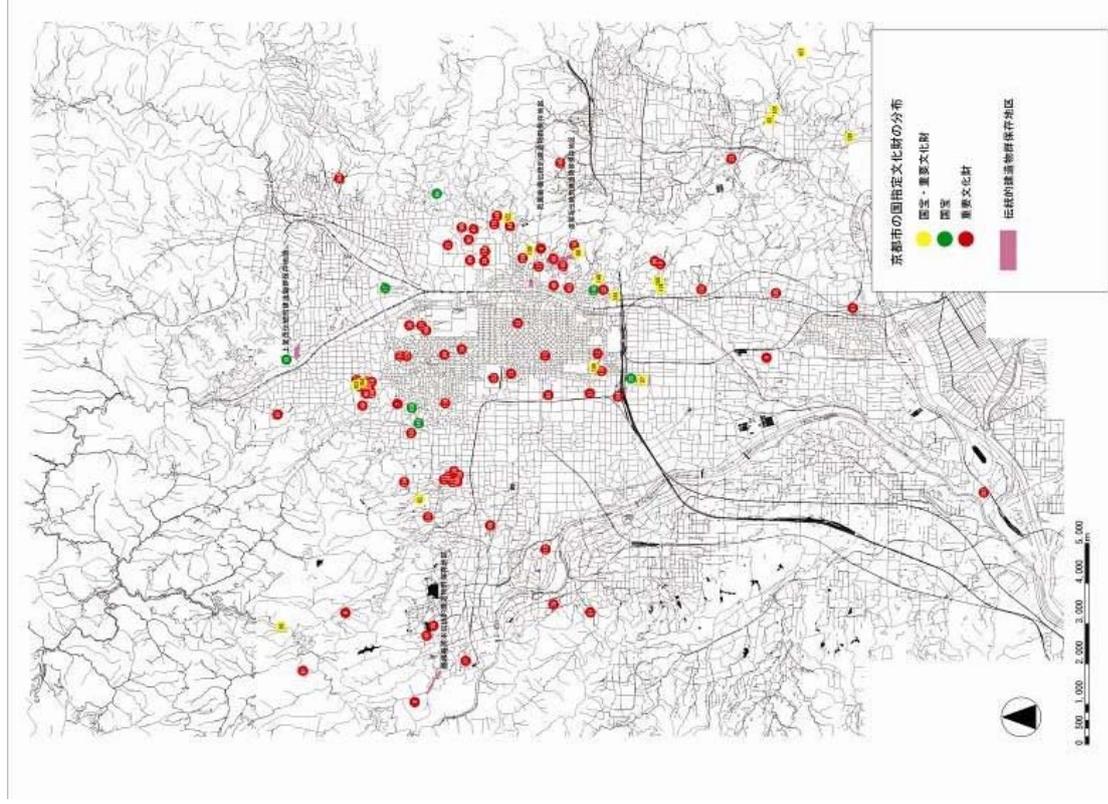


図 1-18 京都市の国指定文化財の分布

新 (P53)

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要 (別表2) (平成24年10月現在)

昭和56年(1981)、京都府及び京都市は、京都府文化財保護条例、京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき、国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い、保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき、京都市内において、府指定有形文化財(建造物)4.5件、府登録文化財(建造物)6件、府指定史跡3件、府指定名勝1件、府指定天然記念物2件、文化財環境保全地区1件、府指定無形民俗文化財1件、府登録文化財(無形民俗文化財)2件が指定・登録されている。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定有形文化財(建造物)68件、市登録文化財(建造物)2.5件、市指定史跡1.6件、市登録文化財(史跡)1.2件、市指定名勝2.8件、市登録文化財(名勝地)3件、市指定天然記念物2.5件、市登録文化財(動物、植物、地質鉱物)1.0件、市指定有形民俗文化財7件、市登録有形民俗文化財3件、文化財環境保全地区1.0件、市登録無形民俗文化財5.2件が指定・登録されている。

この他、平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき、市内において登録有形文化財(建造物)2.9.6件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも、文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており、近代化遺産調査、近代和風建築調査、町家調査などを実施して、積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国登録文化財の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

旧 (P53)

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要 (別表2) (平成23年4月現在)

昭和56年(1981)、京都府及び京都市は、京都府文化財保護条例、京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき、国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い、保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき、京都市内において、府指定有形文化財(建造物)4.3件、府登録文化財(建造物)6件、府指定史跡3件、府指定名勝1件、府指定天然記念物6件、文化財環境保全地区1件、府指定無形民俗文化財2件、府登録文化財(無形民俗文化財)2件が指定・登録されている。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定有形文化財(建造物)68件、市登録文化財(建造物)2.4件、市指定史跡1.5件、市登録文化財(史跡)1.2件、市指定名勝2.8件、市登録文化財(名勝地)3件、市指定天然記念物2.5件、市登録文化財(動物、植物、地質鉱物)1.0件、市指定有形民俗文化財7件、市登録有形民俗文化財3件、文化財環境保全地区9件、市登録無形民俗文化財5.1件が指定・登録されている。

この他、平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき、市内において登録有形文化財(建造物)2.7.2件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも、文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており、近代化遺産調査、近代和風建築調査、町家調査などを実施して、積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国登録文化財の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P54)

旧

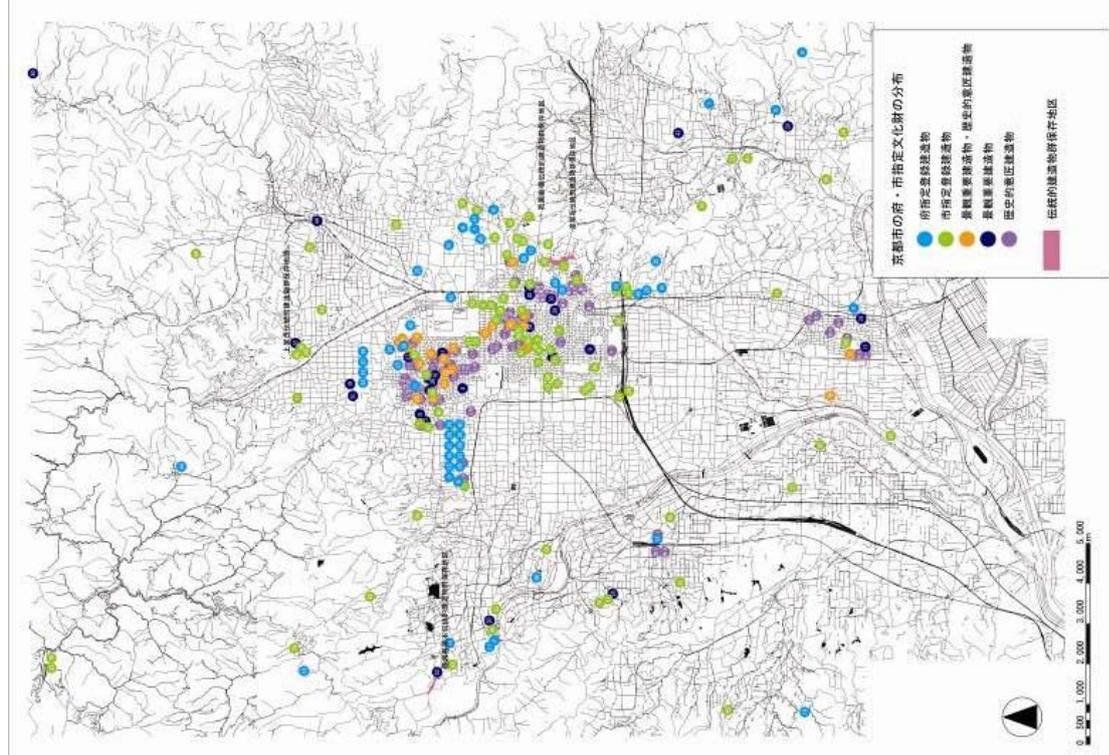


図 1-19 京都府の府・市指定文化財の分布

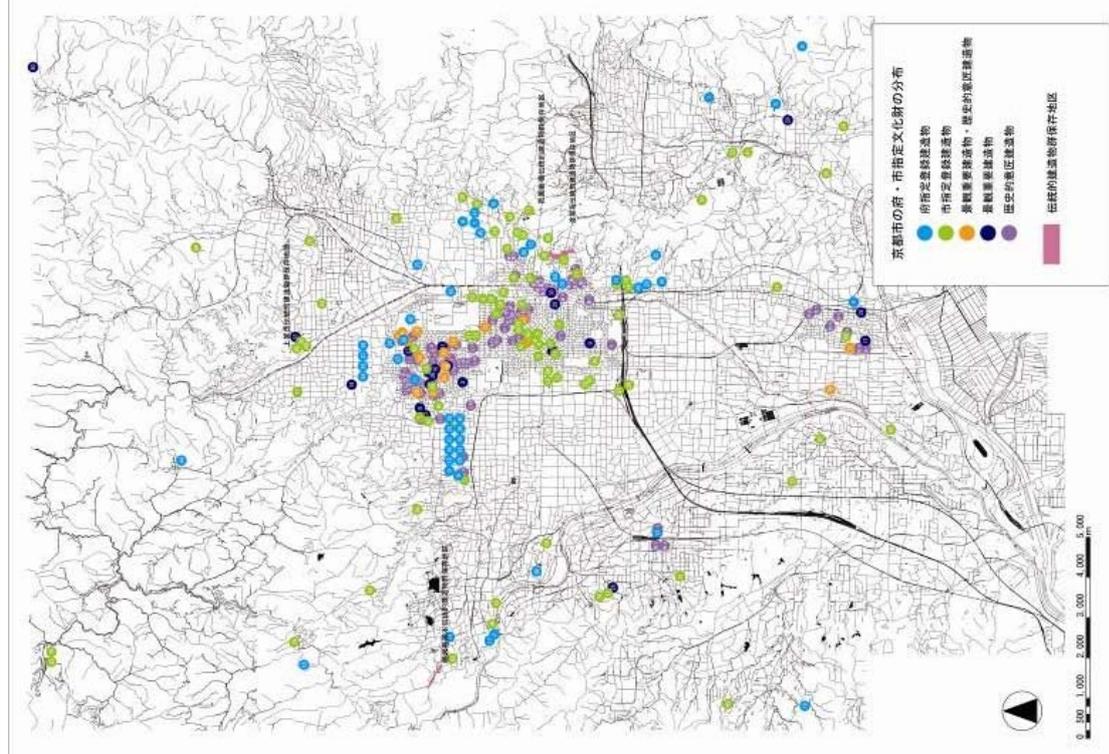


図 1-19 京都府の府・市指定文化財の分布

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P55)

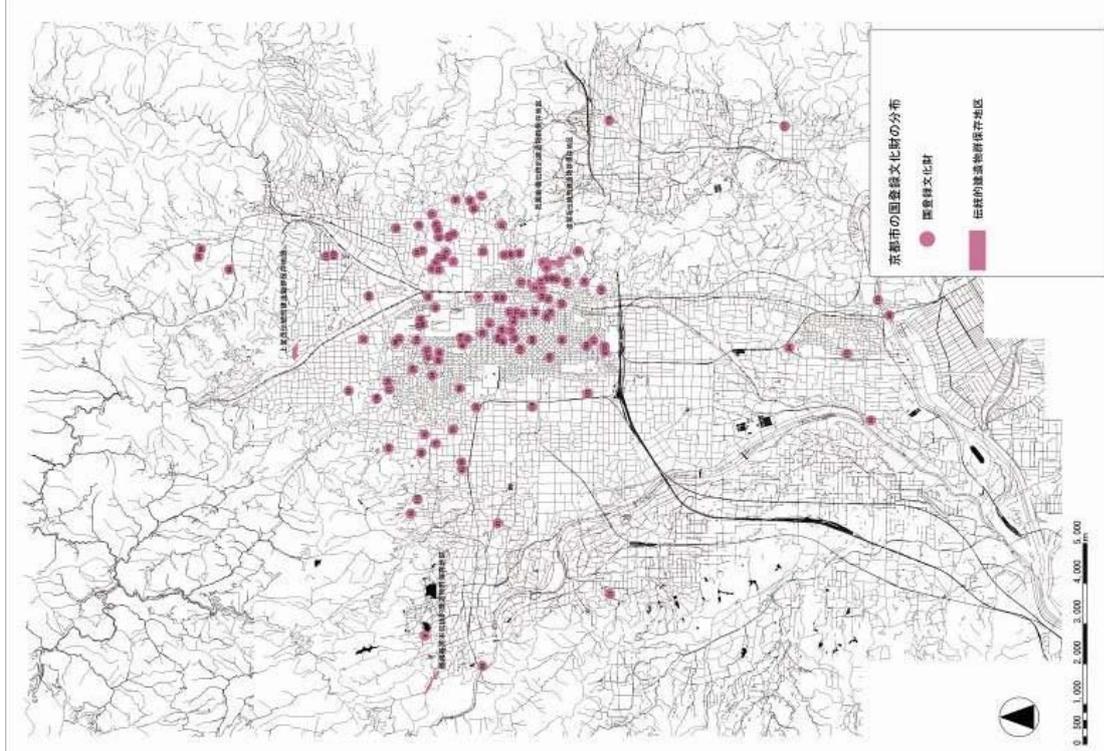


図 1-20 京都市の登録文化財の分布

旧 (P55)

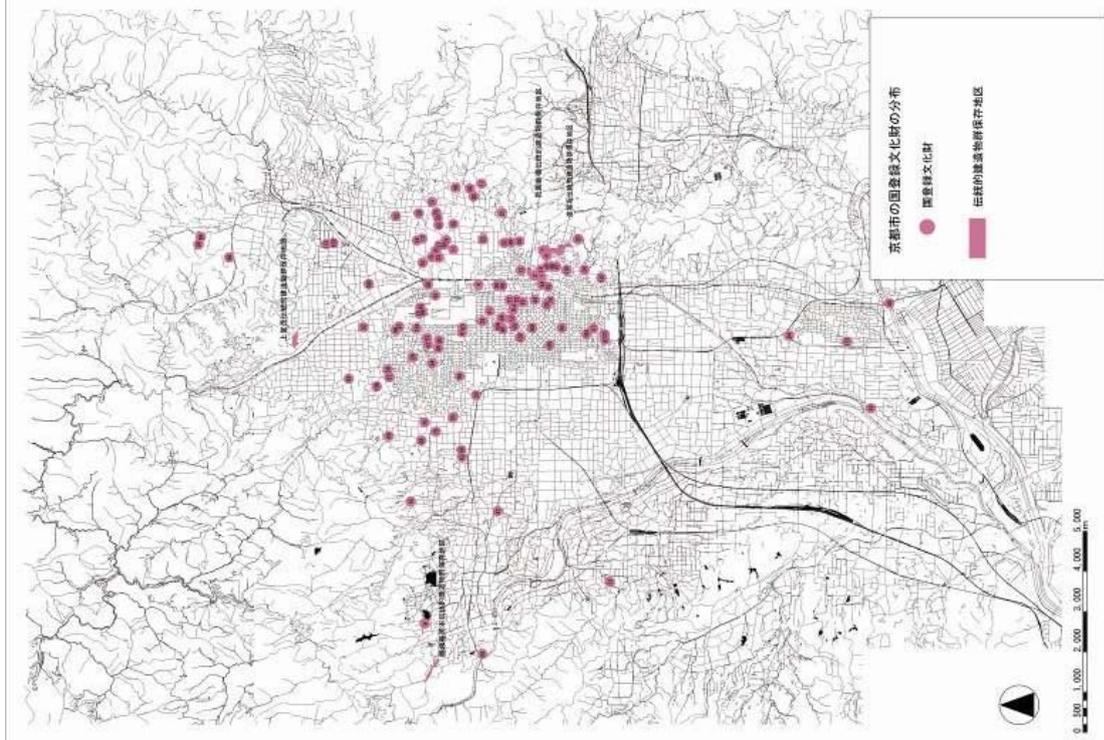


図 1-20 京都市の登録文化財の分布

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P199～210)

旧 (P199～210)

(P199 11行目)

- (1) ゾーニング規制による景観の保全

(P201 中段表)

風致地区の面積

	種別面積 (h a)				
	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域	第4種 地域	第5種 地域
(17地区)	約14,946	約1,274	約1,113	約163	約442.1
合計	約17,938.1				

(P201 中段表)

風致地区の面積

	種別面積 (h a)				
	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域	第4種 地域	第5種 地域
(17地区)	約14,946	約1,274	約1,113	約163	約442.1
合計	約17,938.1				

平成23年4月現在

(P202 中段表)

歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の面積

区 域	面積(h a)
歴史的風土保存区域(14区域)	約8,513
歴史的風土特別保存地区(24地区)	約2,861

平成23年4月現在

(P203 上段表)

自然風景保全地区の種別及び面積

種 別	面積 (h a)
第1種自然風景保全地区	約14,250
第2種自然風景保全地区	約11,530

平成23年4月現在

(P203 中段表)

近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)の面積

区 域	面積(h a)
近郊緑地保全区域	約3,333
特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)	約238

平成23年4月現在

(P204 中段表)

伝統的建造物群保存地区の面積

名 称	面積 (h a)
産寧坂伝統的建造物群保存地区	約8.2
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	約1.4
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	約2.6
上賀茂伝統的建造物群保存地区	約2.7
合計	約14.9

(P204 中段表)

伝統的建造物群保存地区の面積

名 称	面積 (h a)
産寧坂伝統的建造物群保存地区	約8.2
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	約1.4
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	約2.6
上賀茂 統的建造物群保存地区	約2.7
合計	約14.9

平成23年4月現在

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P199～210)

旧 (P199～210)

(P205 中下段表)

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (h a)
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

(P205 中下段表)

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (h a)
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

平成23年4月現在

界わい景観整備地区の面積

名称	面積 (h a)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京樫原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

界わい景観整備地区の面積

名称	面積 (h a)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京樫原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

平成23年4月現在

(P208 中段表)

美観地区、美観形成地区面積

景観地区名	面積 (h a)
美観地区	約 2,354
美観形成地区	約 1,077
合計	約 3,431

(P208 中段表)

美観地区、美観形成地区面積

景観地区名	面積 (h a)
美観地区	約 2,354
美観形成地区	約 1,077
合計	約 3,431

平成23年4月現在

(P209 中段表)

建造物修景地区面積

地区名	面積 (h a)
建造物修景地区	約 8,581

(P209 中段表)

建造物修景地区面積

地区名	面積 (h a)
建造物修景地区	約 8,581

平成23年4月現在

(P210 上段表)

屋外広告物規制区域等面積

区分	面積 (h a)
屋外広告物規制区域	約 79,040.0
屋外広告物等特別規制地区	約 19.6

(P210 上段表)

屋外広告物規制区域等面積

区分	面積 (h a)
屋外広告物規制区域	約 79,040.0
屋外広告物等特別規制地区	約 19.6

平成23年4月現在

新 (P206)

図省略

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都には狭い道を挟んで町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、道についてもいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受けることがある。その場合には道路中心線から2mの位置まで道路を拡張しなければならぬ。

しかし、これらの規定を適用すると、軒や壁の連なりに不連続が生じ、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内の道路のうち幅員4m未満の道路を「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路の拡張を行わなくてもよいこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路拡張の規定を緩和し、沿道の建築物側に制限を付加するに

旧 (P206-207)

図省略

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都には狭い道を挟んで町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、道についてもいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受けることがある。その場合には道路中心線から2mの位置まで道路を拡張しなければならぬ。

しかし、これらの規定を適用すると、軒や壁の連なりに不連続が生じ、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内の道路のうち幅員4m未満の道路を「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路の拡張を行わなくてもよいこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路拡張の規定を緩和することによって、主に火災時の消防活動及

新 (P207)

上り道路と建築物の双方で地域の安全性を確保することを意図しており、道路指定制度と合わせ、京都らしい細街路の維持・継承を図るものである。

京都市では、平成24(2012)年に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全のための対策として、3項道路指定制を積極的に活用することとしており、祇園町南側地区以外の歴史的な景観を有する細街路においても、適用を検討していく。

(4) 京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に關する条例の制定

京都市内には、歴史まちづくりの核となるような景観的、文化的に優れた伝統的木造建築物が数多く存在している。これらの建造物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠や構造を将来へ継承することが困難な場合がある。

そこで、これらの建造物のうち景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に關する条例」を平成24(2012)年に制定した。条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に關する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。

工 市街地景観の保全・再生・創出

京都市は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区(景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都市固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年(2005)の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、

旧 (P207-208)

ひ遊離に影響が生じると考えられるため、建築物について制限を付加することにより、町家や地域の安全性を高め、それがひいては町並みの保全をより確かなものにしていこうということを意図しており、道路指定制度と合わせ、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。

工 市街地景観の保全・再生・創出

京都市は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区(景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都市固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年(2005)の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P210)

導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

平成24年度からは、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに、市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、屋外広告物制度の定着促進や、市内全域を対象としたローラー作戦による是正のための指導の強化と支援策の充実などを柱とする屋外広告物対策の抜本的な取組の強化を実施している。

屋外広告物規制区域等面積

区分	面積 (h a)
屋外広告物規制区域	約79,040.0
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

力 眺望景観の保全・創出

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所を定め、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年(2007)に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、建築物の海拔からの高さが変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海拔からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海拔からの標高により規制することとした。

図省略

旧 (P210)

導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

屋外広告物規制区域等面積

平成23年4月現在

区分	面積 (h a)
屋外広告物規制区域	約79,040.0
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

力 眺望景観の保全・創出

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

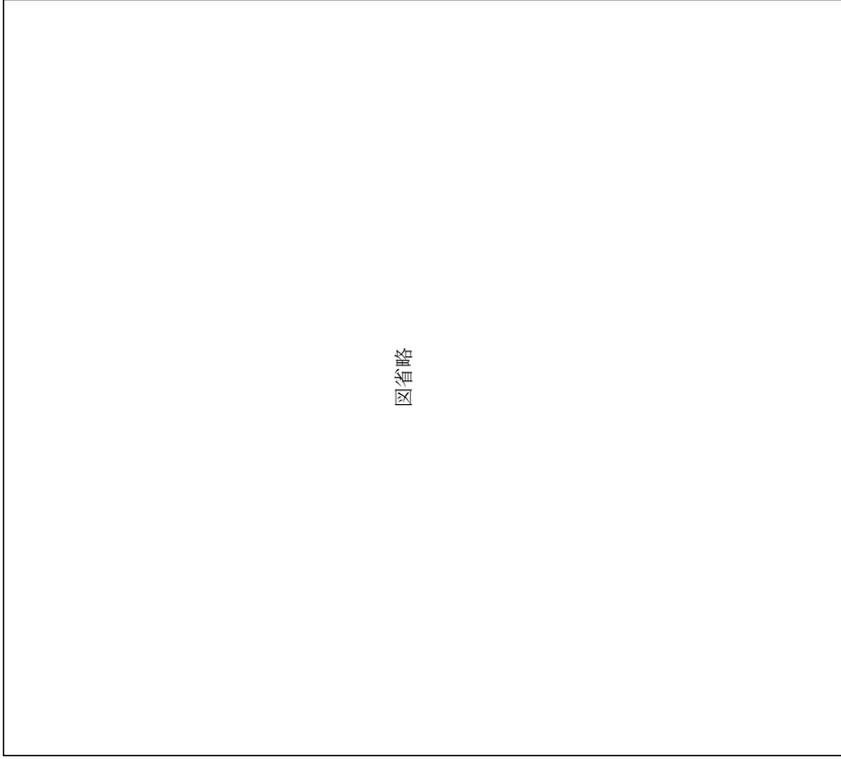
これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所を定め、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年(2007)に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、建築物の海拔からの高さが変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海拔からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海拔からの標高により規制することとした。

図省略

新 (P225)

この基本構想を具体化するための主要な政策を示すものとして、平成23(2011)年度からの10年間を計画期間とする「はばだけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)」を策定した。ここでは、6つの京都の未来像のうちの一つとして「歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」を掲げている。



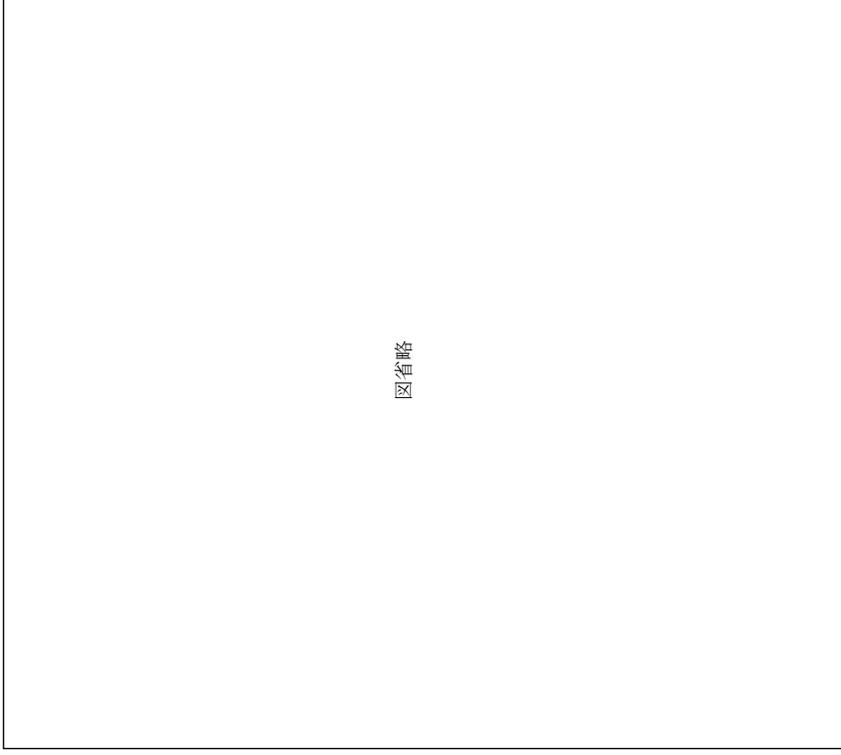
図省略

この基本計画の実現に向け、本市においては分野別計画を策定しており、本計画に関連する本市の計画は以下のとおりである。

- 「京都市都市計画マスタープラン」[\(2012～2025\)](#)
- 「京都市景観計画」
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略(2010～)
- 「京都文化芸術都市創生計画」(2007～2016)

旧 (P225)

この基本構想を具体化するための主要な政策を示すものとして、平成23(2011)年度からの10年間を計画期間とする「はばだけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)」を策定した。ここでは、6つの京都の未来像のうちの一つとして「歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」を掲げている。



図省略

この基本計画の実現に向け、本市においては分野別計画を策定しており、本計画に関連する本市の計画は以下のとおりである。

- 「京都市都市計画マスタープラン」
- 「京都市景観計画」
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略(2010～)
- 「京都文化芸術都市創生計画」(2007～2016)

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

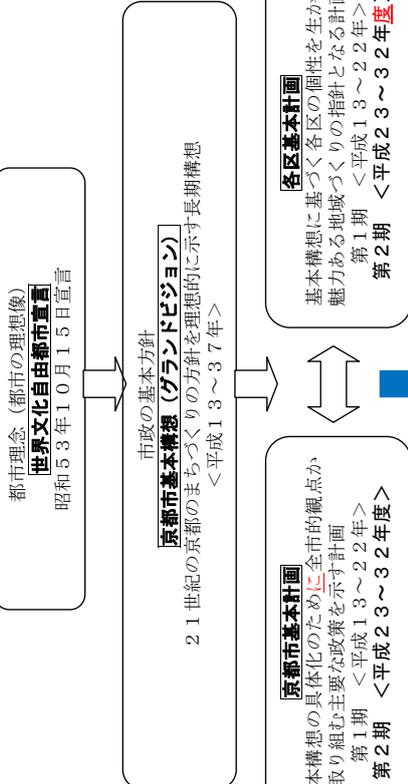
新 (P226)

「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」(2012～2016)
「未来・京都観光振興計画2010+5」(2010～2014)
その他の各種計画

京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、「京都市基本構想」に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想として基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

計画の位置づけ



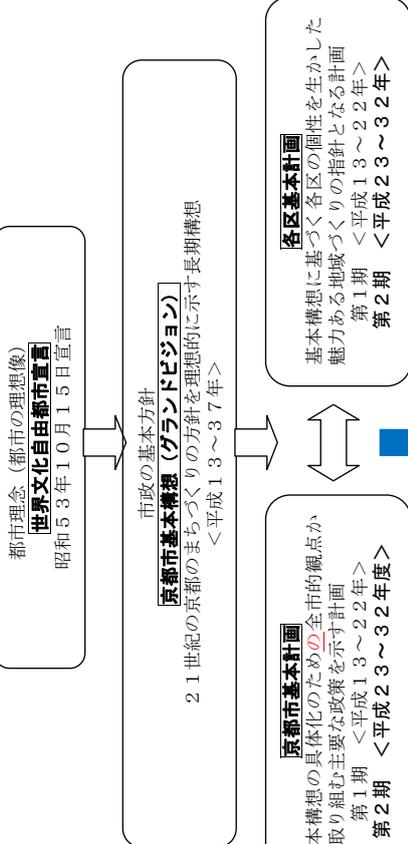
旧 (P226)

「京都市伝統産業活性化推進計画」(2006～2011)
「未来・京都観光振興計画2010+5」(2010～2014)
その他の各種計画

京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、「京都市基本構想」に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想として基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

計画の位置づけ



新 (P229)

ネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。また、京都の五花街の一つである先斗町では、特徴ある町並みを活かしたまちづくりを推進するため、地域住民との連携を図りながら、地区指定を見据えた町並み保全・再生手法の検討や細街路に形成された町並み保全手法の検討を行う。さらに、重要文化財「杉本家住宅」に隣接する菅薬辻子周辺の地域では、地域住民主体の歴史的な町並みを活かしたまちづくりに対する支援や、細街路に形成された町並み保全手法の検討等を行う。

工 豊かな自然を守り育てる取組の推進

「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。

この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人（そまびと）工房」、「みやこ杣木（そまぎ）」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。

また、この取組の一つとして、三山の森林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組み際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。

オ 「歩くまち・京都」の取組の推進

歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることで、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。

その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

具体的には、京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、

旧 (P229)

ネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。

工 豊かな自然を守り育てる取組の推進

「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。

この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人（そまびと）工房」、「みやこ杣木（そまぎ）」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。

また、この取組の一つとして、三山の森林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組み際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。

オ 「歩くまち・京都」の取組の推進

歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることで、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。

その取組として、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、地球温暖化対策や景観保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

具体的には、京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、

新 (P230)

四条道の歩道拡幅や公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通を優先する「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進や、四季を通じて多くの観光客が訪れ、また東山区民の生活道路でもある、東大路通（三条～七条）において、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出、それに伴う無電柱化の推進のほか、観光シーズンに実施してきたパークアンドライドの実施箇所等の拡大、自転車利用環境の整備を推進していく。

力 文化の保存・継承・発展・発信

京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

具体的には、文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるよう、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための取組や、身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などにより、市民が文化芸術に親しむことができよう取組、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができるとともに、市民をはじめ広く国内外の人々から、京都の歴史と伝統を彩る茶道・華道・伝統芸術をはじめとした「和の文化」の魅力を、あらゆる機会を通じて国内外へ発信する取組を進める。

キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進

伝統産業を通じて、日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習において、伝統産業についての体験教室の実施など、児童や生徒をはじめ、広く市民に伝統産業に親しんでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国や海外に向けた効果的な情報発信に取り組む。

また、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、後継者の育成のための取組、市民が伝統産業に触れ、事業者が技術の研究や交流ができるよう、京都伝統産業ふれあい館など、伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実に努める。

そして、伝統産業の振興に関し、優れた成果や功績のあった技術者の表彰や将来において優れた成果を収めることが期待される伝統産業に従事する若手技術者の奨励などにより、伝統産業の活性化の推進を図る。

併せて、和装産業をはじめとする伝統産業のほか、京野菜、北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。

旧 (P230)

四条道の歩道拡幅や公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通を優先する「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進や、四季を通じて多くの観光客が訪れ、また東山区民の生活道路でもある、東大路通（三条～七条）において、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出、それに伴う無電柱化の推進のほか、観光シーズンに実施してきたパークアンドライドの実施箇所等の拡大、自転車利用環境の整備を推進していく。

力 文化の保存・継承・発展・発信

京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

具体的には、文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるよう、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための取組や、身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などにより、市民が文化芸術に親しむことができよう取組、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々から、京都の歴史と伝統を彩る茶道・華道・伝統芸術をはじめとした「和の文化」の魅力を、あらゆる機会を通じて国内外へ発信する取組を進める。

キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進

伝統産業を通じて、日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習において、伝統産業についての体験教室の実施など、児童や生徒をはじめ、広く市民に伝統産業に親しんでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。

また、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、後継者の育成のための取組、市民が伝統産業に触れ、事業者が技術の研究や交流ができるよう、京都伝統産業ふれあい館など、伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実に努める。

そして、伝統産業の振興に関し、優れた成果や功績のあった技術者の表彰や将来において優れた成果を収めることが期待される伝統産業に従事する若手技術者の奨励などにより、伝統産業の活性化の推進を図る。

併せて、和装産業をはじめとする伝統産業のほか、京野菜、北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P235)

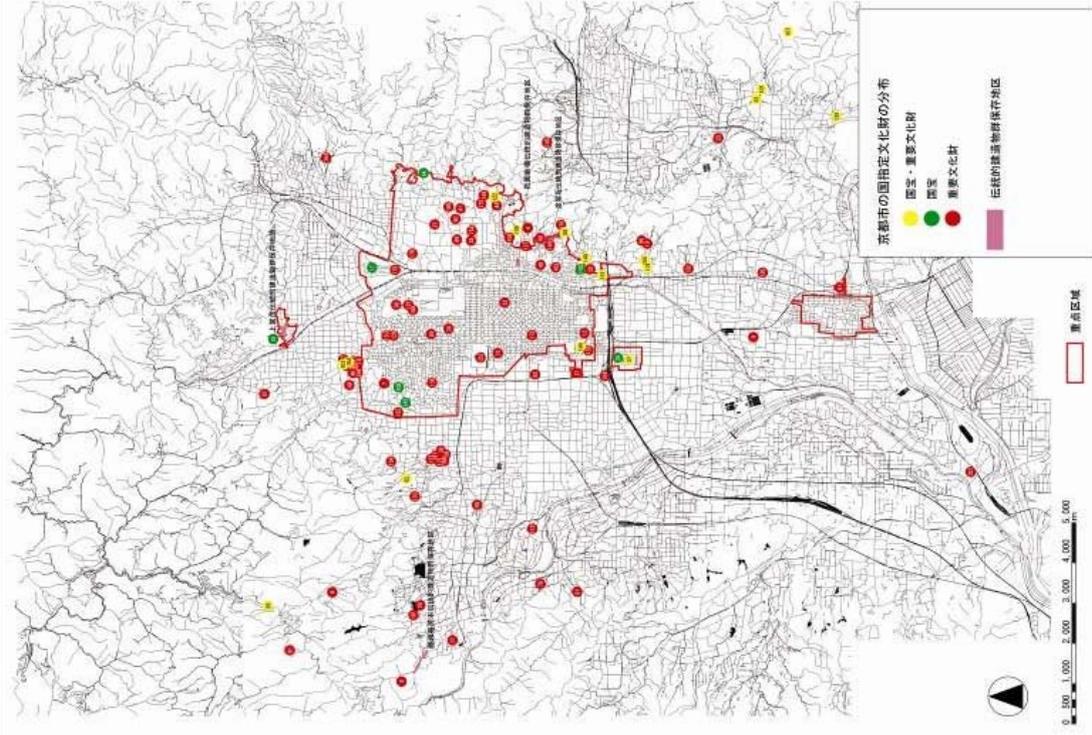


図 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

旧 (P235)

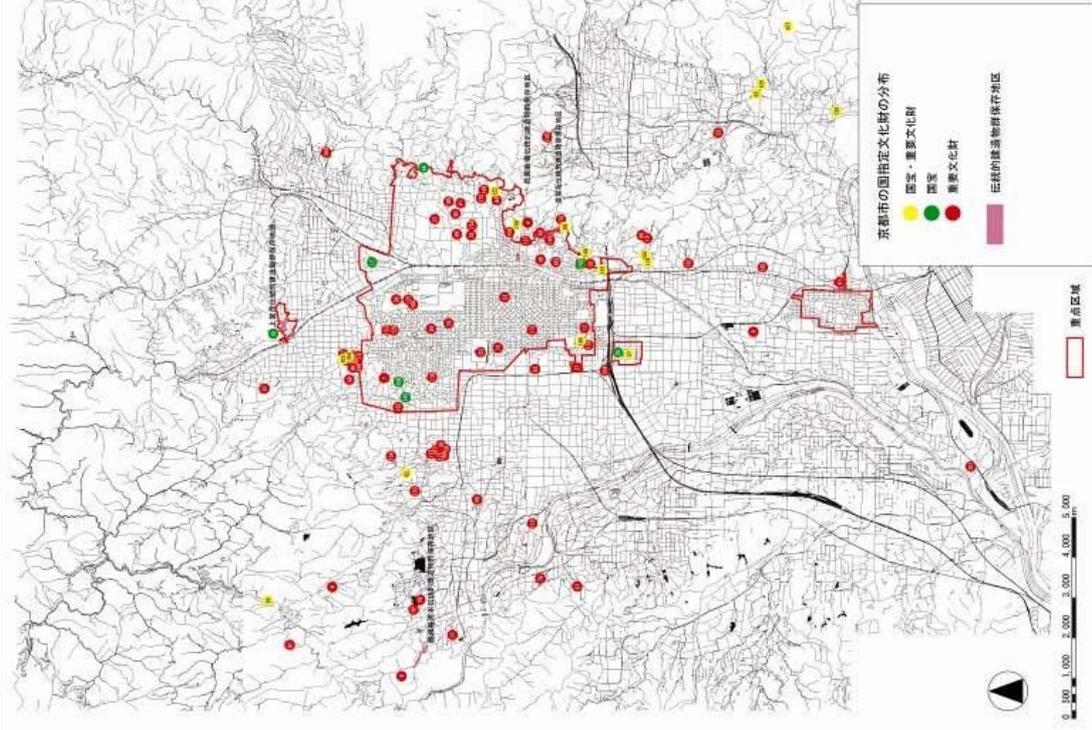


図 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P236)

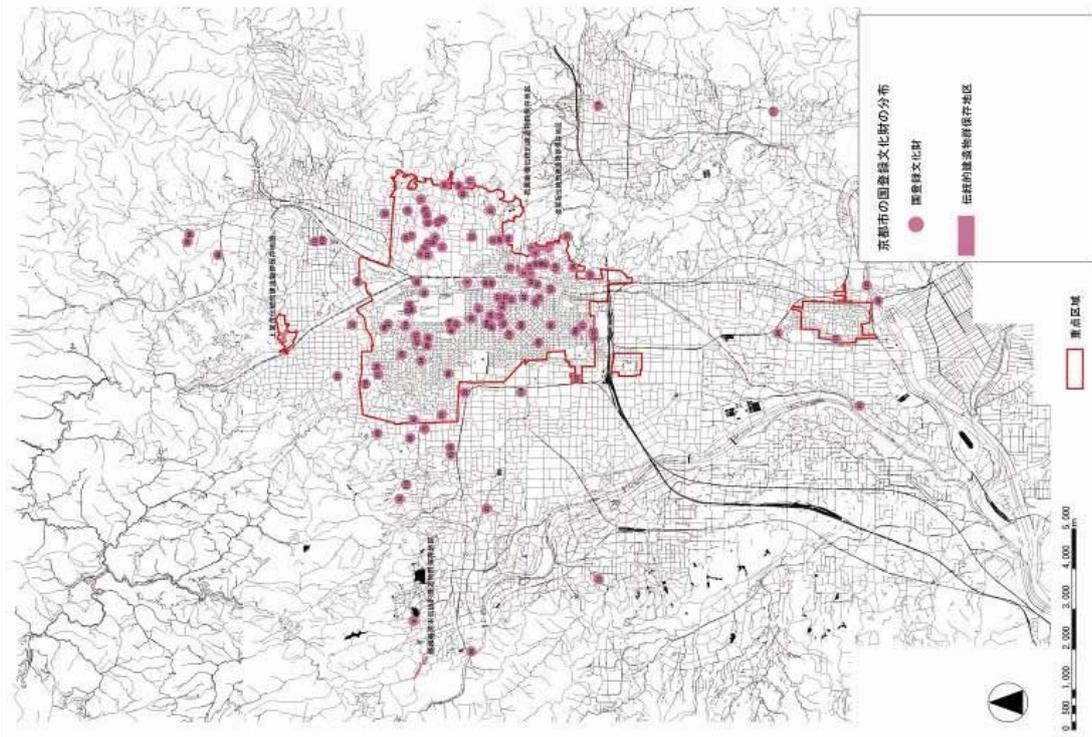


图 4-3 「国登録文化財の分布」と重点区域

旧 (P236)

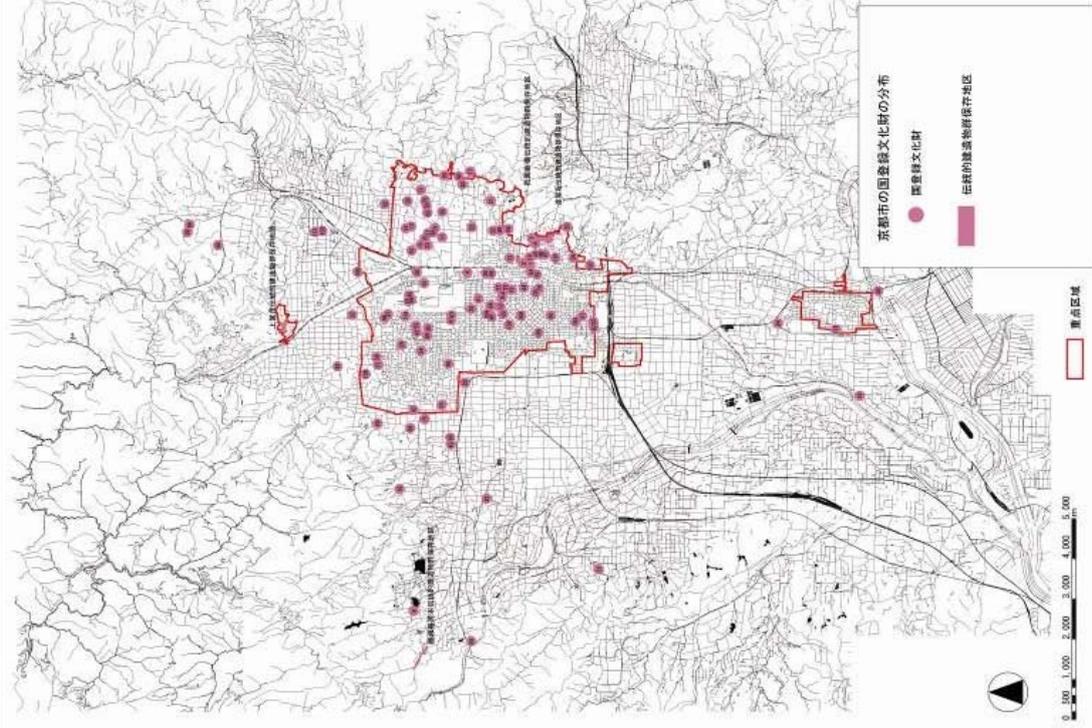


图 4-3 「国登録文化財の分布」と重点区域

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P237)

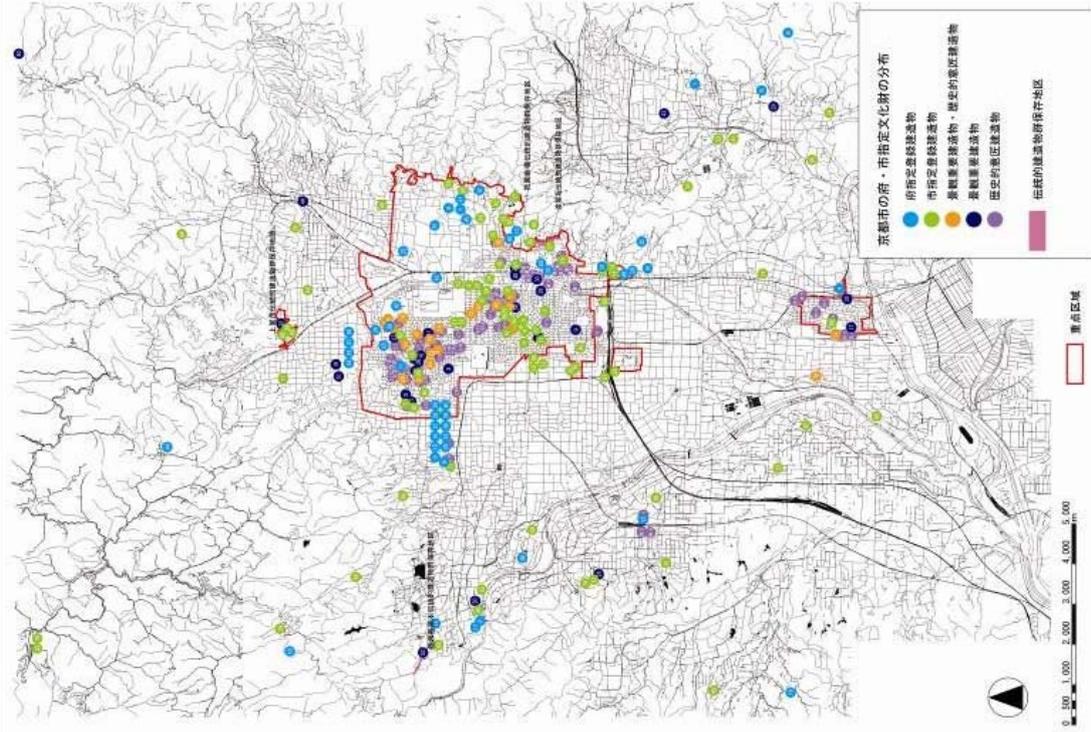


図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

旧 (P237)

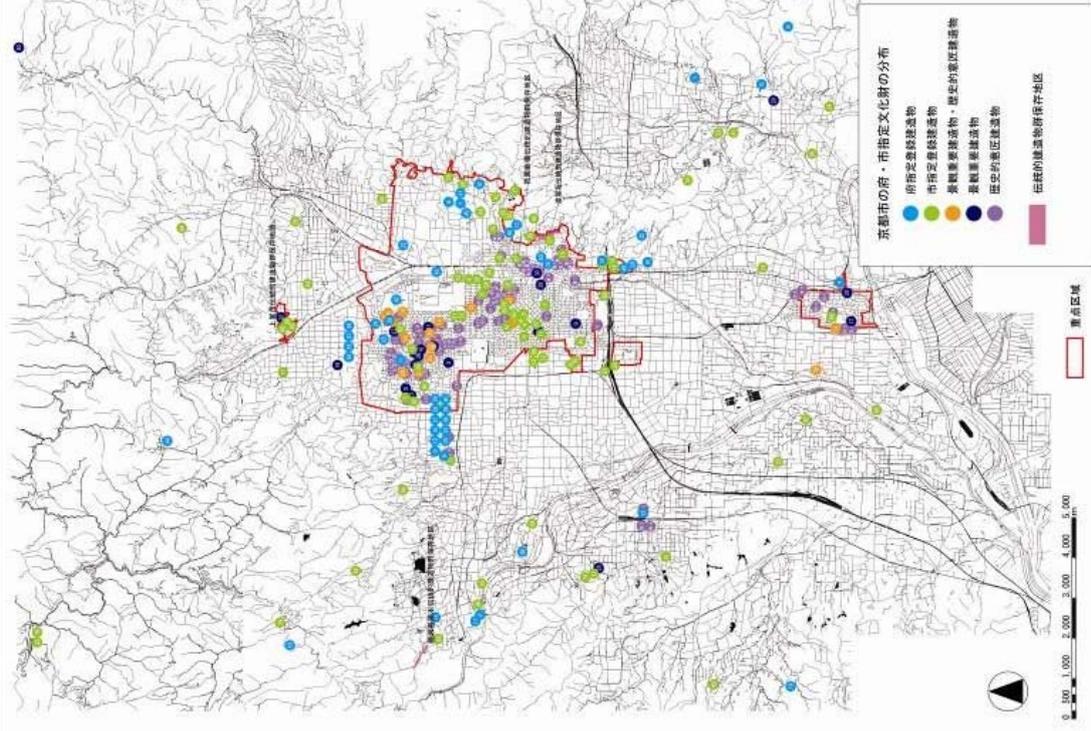


図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新 (P239)

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成24年10月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定



図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及びび都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返られてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

旧 (P239)

4 重点区域の設定

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定

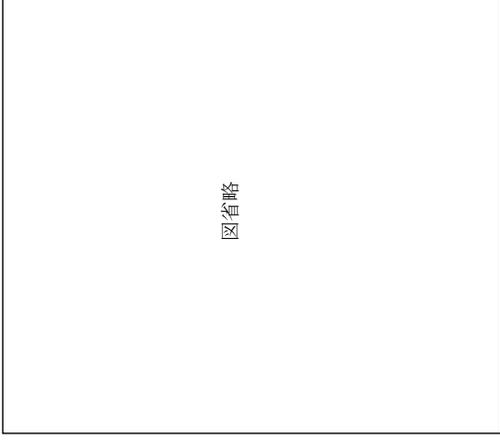


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及びび都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返られてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

新 (P241)

旧 (P241)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
 山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田/京都大学周辺/聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区 (一般地区) ※地域：哲學の道/岡崎疏水/鴨川東(1) / 鴨川東(2) / 鴨川西(1)/鴨川西(3)/高瀬川(2)
 岸辺型美観地区 (歴史的町並み地区) ※地域：白川 (岡崎・祇園) / 鴨川西(2)/高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣/御所周辺/鴨東/鴨川/二条城周辺/職住共存(1) / 職住共存(2) / 本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区 (一般地区) (祇園新橋伝統的建造物群保存地区、産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む) ※地域：下鴨神社周辺/御所/二条城/先斗町/祇園・清水寺周辺/本願寺
 歴史遺産型美観地区 (祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区)
 歴史遺産型美観地区 (祇園南歴史的景観保全修景地区)
 歴史遺産型美観地区 (上京小川歴史的景観保全修景地区)
 歴史遺産型美観地区 (三条通界わい景観整備地区)
 歴史遺産型美観地区 (千向ヶ辻界わい景観整備地区)
 歴史遺産型美観地区 (上京北野界わい景観整備地区)
 歴史遺産型美観地区 (本願寺・東寺界わい景観整備地区 (本願寺地区))
 治道型美観地区 (都心部幹線地区)
 ※地域：御池通/四条通/五条通/河原町通/烏丸通/堀川通(三条通地区)(幹線地区)
 ※地域：その他の治道の一部

風致地区
 相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部 (鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む)
 比叡山風致地区の一部 (北白川周辺特別修景地域の一部を含む)
 東山風致地区の一部 (吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景地域の一部、銀閣寺周辺特別修景地域、**岡崎公園地区特別修景地域**を含む) (産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部、東山歴史的風土保存区域の一部 (大文字歴史的風土特別保存地区の一部)を含む)
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部 (船岡山周辺特別修景地域)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
 山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田/京都大学周辺/聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区 (一般地区) ※地域：哲學の道/岡崎疏水/鴨川東(1) / 鴨川東(2) / 鴨川西(1)/鴨川西(3)/高瀬川(2)
 岸辺型美観地区 (歴史的町並み地区)
 旧市街地型美観地区 ※地域：白川 (岡崎・祇園) / 鴨川西(2)/高瀬川(1)
 歴史遺産型美観地区 (一般地区) (祇園新橋伝統的建造物群保存地区、産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む) ※地域：下鴨神社周辺/御所/二条城/先斗町/祇園・清水寺周辺/本願寺
 歴史遺産型美観地区 (祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区)
 歴史遺産型美観地区 (祇園南歴史的景観保全修景地区)
 歴史遺産型美観地区 (上京小川歴史的景観保全修景地区)
 歴史遺産型美観地区 (三条通界わい景観整備地区)
 歴史遺産型美観地区 (千向ヶ辻界わい景観整備地区)
 歴史遺産型美観地区 (上京北野界わい景観整備地区)
 歴史遺産型美観地区 (本願寺・東寺界わい景観整備地区 (本願寺地区))
 治道型美観地区 (都心部幹線地区)
 ※地域：御池通/四条通/五条通/河原町通/烏丸通/堀川通(三条通地区)(幹線地区)
 ※地域：その他の治道の一部

風致地区
 相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部 (鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む)
 比叡山風致地区の一部 (北白川周辺特別修景地域の一部を含む)
 東山風致地区の一部 (吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景地域の一部、銀閣寺周辺特別修景地域を含む) (産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部、東山歴史的風土保存区域の一部 (大文字歴史的風土特別保存地区の一部)を含む)
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部 (船岡山周辺特別修景地域)

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全区域を除く区域界 (自然風景保全区域を除く区域界)
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界 (青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界)

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全区域を除く区域界 (自然風景保全区域を除く区域界)
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界 (青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界)

新 (P246)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 5.3 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>206</u> 件	<u>5.3</u> 件
記念物	90件	30件
重要有形民俗文化財	2件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気を出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(6) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

旧 (P246)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 5.1 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>204</u> 件	<u>5.1</u> 件
記念物	90件	30件
重要有形民俗文化財	2件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気を出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(6) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

新 (P247)

ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(ロ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となつてすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、[216](#)件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築[8](#)[5](#)件、社寺36件、町家45件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文

旧 (P247)

ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(ロ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となつてすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、[214](#)件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築[8](#)[3](#)件、社寺36件、町家45件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P248)

化財 1.3 件、府登録文化財 3 件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築 1.5 件、近代洋風建築 1 件である。記念物としては、府指定文化財 2 件（名勝、天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財 30 件、市登録文化財 10 件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築 15 件、近代洋風建築 11 件、近代和風建築 2 件、町家 10 件、その他 2 件となっている。

また記念物としては、市指定文化財 18 件、市登録文化財 6 件が指定・登録されている。これらは、史跡 7 件、名勝 13 件、天然記念物 4 件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財 4 件、登録有形民俗文化財 1 件が指定・登録されている。

国指定定以外文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財（建造物）	<u>2.9</u> 件	<u>2.1</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>4.5</u> 件	<u>1.3</u> 件
府登録文化財（建造物）	<u>6</u> 件	3 件
府指定記念物	6 件	2 件
市指定文化財（建造物）	6 8 件	3 0 件
市登録文化財（建造物）	<u>2.5</u> 件	1 0 件
市指定記念物	6 6 件	1 8 件
市登録記念物	2 5 件	6 件
市指定有形民俗文化財	8 件	4 件
市登録有形民俗文化財	3 件	1 件

工 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物 4.0 件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物 8.6 件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を 3 地区（祇園町地区、祇園禰手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を 4 地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>5.4</u> 件	<u>4.0</u> 件
歴史的意匠建造物	<u>1.0</u> 7 件	<u>8.6</u> 件

旧 (P248)

化財 1.1 件、府登録文化財 3 件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築 1.3 件、近代洋風建築 1 件である。記念物としては、府指定文化財 2 件（名勝、天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財 30 件、市登録文化財 10 件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築 15 件、近代洋風建築 11 件、近代和風建築 2 件、町家 10 件、その他 2 件となっている。

また記念物としては、市指定文化財 18 件、市登録文化財 6 件が指定・登録されている。これらは、史跡 7 件、名勝 13 件、天然記念物 4 件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財 4 件、登録有形民俗文化財 1 件が指定・登録されている。

国指定定以外文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財（建造物）	<u>2.7</u> 件	<u>2.1</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>4.3</u> 件	<u>1.1</u> 件
府登録文化財（建造物）	<u>4.3</u> 件	3 件
府指定記念物	6 件	2 件
市指定文化財（建造物）	6 8 件	3 0 件
市登録文化財（建造物）	<u>2.4</u> 件	1 0 件
市指定記念物	6 6 件	1 8 件
市登録記念物	2 5 件	6 件
市指定有形民俗文化財	8 件	4 件
市登録有形民俗文化財	3 件	1 件

工 景観法、市条例関連の指定物件等

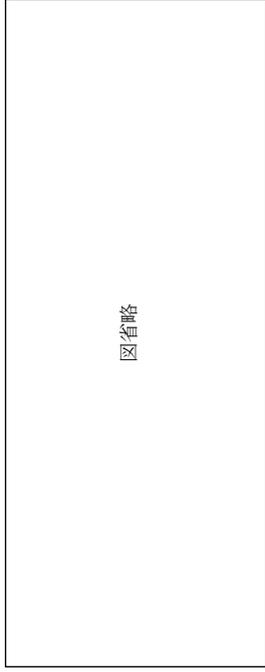
当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物 3.1 件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物 8.7 件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を 3 地区（祇園町地区、祇園禰手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を 4 地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>4.0</u> 件	<u>3.1</u> 件
歴史的意匠建造物	<u>1.0</u> 8 件	<u>8.7</u> 件

新 (P253)



イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また、記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	206件	14件
記念物	90件	1件

当該地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺（東寺）

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のまま、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

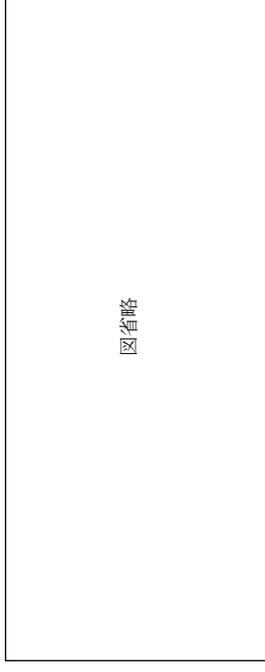
ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（本願寺・東寺地区（東寺地区））指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7地区	1地区

旧 (P253)



イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また、記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数 （平成23年4月現在）

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	204件	14件
記念物	90件	1件

当該地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺（東寺）

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のまま、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（本願寺・東寺地区（東寺地区））指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数 （平成23年4月現在）

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7地区	1地区

新 (P258)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	2.0.6件	2件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものとわわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財 (建造物)	2.9.6件	2件
府指定文化財 (建造物)	4.5件	1件
市指定文化財 (建造物)	6.8件	1件
市登録記念物	2.5件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物3件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度

旧 (P258)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	2.0.4件	2件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものとわわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財 (建造物)	2.7.2件	2件
府指定文化財 (建造物)	4.2件	1件
市指定文化財 (建造物)	2.4件	1件
市登録記念物	2.5件	1件
市登録重要有形民俗文化財	8件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物3件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P259)

で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	5.4件	3件
歴史的意匠建造物	1.07件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

主な伝統的祭事の一覧

月日	年中行事<場所>	内容
1月 元旦～	初詣	
元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月 上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月 18日	伏見義民祭<御香宮神社>	
7月 31日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月 第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9～10月 9月下旬から10月初旬ごろ	神幸祭<御香宮神社>	
12月 卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくりの新酒を仕込む季節。醸造家が精進潔斎をして神前で新酒の出来を願う行事。

旧 (P259)

で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

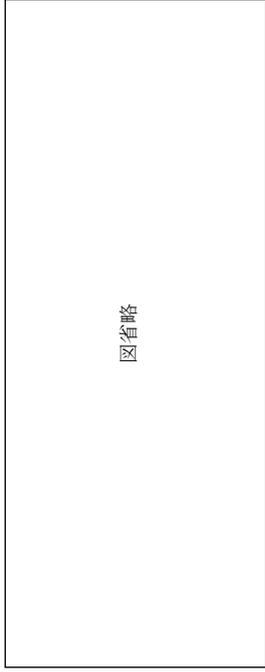
(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	4.0件	3件
歴史的意匠建造物	1.08件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

主な伝統的祭事の一覧

月日	年中行事<場所>	内容
1月 元旦～	初詣	
元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月 上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月 18日	伏見義民祭<御香宮神社>	
7月 31日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月 第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9～10月 9月下旬から10月初旬ごろ	神幸祭<御香宮神社>	
12月 卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくりの新酒を仕込む季節。醸造家が精進潔斎をして神前で新酒の出来を願う行事。

新 (P262)



イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区(上賀茂地区(杜家町))が選定されている。また、記念物2件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財(京都市、区域内指定件数)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	1地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、杜家の門、妻入りの杜家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた杜家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約63%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財が2件、市登録文化財1件が指定・登録されている。

国指定以外の文化財(京都市、地区内の指定件数)

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定文化財(建造物)	68件	2件
市登録文化財(建造物)	25件	1件

旧 (P262)



イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区(上賀茂地区(杜家町))が選定されている。また、記念物2件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財(京都市、区域内指定件数)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	1地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、杜家の門、妻入りの杜家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた杜家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約63%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財が2件、市登録文化財1件が指定・登録されている。

国指定以外の文化財(京都市、地区内の指定件数)

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定文化財(建造物)	68件	2件
市登録文化財(建造物)	24件	1件

新 (P263)

工 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物1件、京都市市街地景観整備条例に基づき界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	5.4件	1件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

才 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭, 時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

旧 (P263)

工 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物1件、京都市市街地景観整備条例に基づき界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	4.0件	1件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

才 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭, 時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

新 (P287)

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方針

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なものと、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方針を次のとおりとする。

●伝統的建造物群保存地区

京都市内には4地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復元的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和51～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

●二条城二之丸御殿唐門他保存修理事業、二条城二之丸御殿障壁面等保存修理事業

京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度～25年において、唐門、築地の修理を実施する。以降、二之丸御殿等の本格的修理の実施を予定している。

二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁面（954面）が残っている。これらについては、模写を行い、畷め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁面は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開している。また、これまで実施してきた二之丸御殿の障壁面（重要文化財美術工芸品指

旧 (P287-288)

重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方針

重点区域内には、数多くの重要文化財建造物等が存在するが、重要文化財及びその他の文化財については今後とも積極的に整備し、保存・活用を図っていく方針であるが、この事業を進めるにあたっては、文化財保護法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、関係機関、有識者等の指導の基に、訪れた人々が、地域ごとに特色のある多様な歴史的風致を感じ取れるように心がける。

その中でも代表的なもの、その他の重点区域で核となる重要文化財建造物等の保存・活用のための基本方針を次のとおりとする。

●伝統的建造物群保存地区

京都市内には4地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、このうち、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区の3地区が重点地域内に位置する。重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物群を維持していると認められる建造物その他の工作物を伝統的建造物に定め、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものを環境物件として定めている。

伝統的建造物及び環境物件については、主としてその外観を維持するため復元的な修理を行う。伝統的建造物以外の建築物等については、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物の特性と調和するよう修景を進めていく。その他、当地区の保存のため必要な施設及び設備並びに電線共同溝の整備や架空線整理、電柱・共用照明柱等の美装化など無電柱化等事業を推進していく。

環境の整備を行うとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等及び環境物件の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助している。【伝統的建造物群保存事業（支援事業：国宝重要文化財等整備費補助金、文化庁）】（昭和51～）

なお、地区内の建造物の新築等には市長の許可が必要である。

●二条城二之丸御殿他構造及び破損調査工事事業、二条城二之丸御殿障壁面等保存修理事業

京都市では、平成18年度から22年度において、二条城の建造物の破損状況や耐震強度等の調査を実施し、修理の基本計画を策定した。平成23年度～25年において、唐門、築地の修理を実施する。以降、二之丸御殿等の本格的修理の実施を予定している。

二条城には、重要文化財（美術工芸品）である二之丸御殿障壁面（954面）が残っている。これらについては、模写を行い、畷め換え作業を順次進めている。模写作業の終了した障壁面は、城内に設置された収蔵庫に収蔵し、一般にも公開している。また、これまで実施してきた二之丸御殿の障壁面（重要文化財美術工芸品指

新 (P288)

定分)の模写及び嵌め換え作業を継続し、オリジナル作品の収蔵庫による保管管理を進めていく。

(事業予定年度)

* 昭和 47 年～平成 23 年 6.8.7 面完了 (全体の 6.6.4%)
平成 24 年～1.0 面実施予定

一方、広い城内を活用して世界遺産コンサートやライトアップ、生け花展示などのイベントが行われている。今後も、文化財の保存とのバランスを図りながら、都市中心部のイベント空間として多機能な活用を行う。

●旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業

京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄關棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施し、以降に施設の一般公開を行う予定である。
(事業予定年度) 平成 24 年～平成 27 年度

●都市公園事業【淀城跡公園】

現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。

事業内容は、本丸広場の整備と芝生広場の整備及び内堀の復元である。この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』(17世紀中頃の作成)等の古絵図を参照に関係機関や有識者の指導の基に行う。

(事業予定年度) 平成 25 年～平成 30 年

●鳥彌三修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三(国登録)の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。

(事業予定年度) 平成 21 年～平成 23 年

●山中油店修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事

旧 (P288)

定分)の模写及び嵌め換え作業を継続し、オリジナル作品の収蔵庫による保管管理を進めていく。

(事業予定年度)

* 昭和 47 年～平成 19 年 6.3.5 面完了 (全体の 6.1.3%)
平成 20 年～平成 22 年 6.5 面実施予定

一方、広い城内を活用して世界遺産コンサートやライトアップ、生け花展示などのイベントが行われている。今後も、文化財の保存とのバランスを図りながら、都市中心部のイベント空間として多機能な活用を行う。

●都市公園事業【淀城跡公園】

現在、淀城公園内に残る淀城跡の内堀及び公園整備を行い、淀地区の活性化を図る。

事業内容は、本丸広場の整備と芝生広場の整備及び内堀の復元である。この淀城跡公園の再整備は、本丸の石垣や内堀等の城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。整備に当たっては、『淀城大絵図』(17世紀中頃の作成)等の古絵図を参照に関係機関や有識者の指導の基に行う。

(事業予定年度) 平成 25 年～平成 30 年

●岩倉具視幽棲旧宅保存修理

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている史跡岩倉具視幽棲旧宅の主屋、付属屋等の保存修理事業を行う。

(事業予定年度) 平成 21 年～平成 23 年

●鳥彌三修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業として鳥彌三(国登録)の建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。

(事業予定年度) 平成 21 年～平成 23 年

●山中油店修理事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備は、関係部局と連携を図り、各種計画を基に、身近に共存する文化財と、地域における営み等と一体となって、京都の歴史的風致を感じ、維持及び向上する整備を推進する。

道路や公園等の公共施設の整備は、歴史的背景を元にした復原や、歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、その公共施設の整備を効果的なものとするためにも、「まち美化推進」[歩いて楽しいまち]「自転車等駐車場の整備」等の取り組みを図る。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

公共施設などの歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設の事業・管理所管局で行っており、日常的な維持管理や災害時の緊急対応を行い、利用者の安全確保に努めている。その他に地元町内会や団体などによる環境部局と連携した清掃活動や、消防部局と連携し消防訓練を行い、火災等による防災時の対応など地元主体の管理活動が行われている。

今後も更に府・市・市民とが連携を図り、歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

(1) 道路修景整備事業

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

ア 上七軒通周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	H22～H25	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)(国土交通省)

(事業主体)京都市、上七軒お茶屋協同組合(間接)、電気・通信事業者(間接)
(事業区域)上京区社家長屋町～上京区毘沙門町地内
(事業内容)

北野天満宮の東参道及び上京北野界わい景観整備地区内にある上七軒通の約310m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。また、無電柱化により設置する設備配線等について、周囲の景観に配慮した修景を行う。

さらに、上七軒歌舞練場周辺の道路について、上七軒通と同様の石畳風アスファルト舗装による美装化を行う。

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備は、関係部局と連携を図り、各種計画を基に、身近に共存する文化財と、地域における営み等と一体となって、京都の歴史的風致を感じ、維持及び向上する整備を推進する。

道路や公園等の公共施設の整備は、歴史的背景を元にした復原や、歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、その公共施設の整備を効果的なものとするためにも、「まち美化推進」[歩いて楽しいまち]「自転車等駐車場の整備」等の取り組みを図る。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

公共施設などの歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設の事業・管理所管局で行っており、日常的な維持管理や災害時の緊急対応を行い、利用者の安全確保に努めている。その他に地元町内会や団体などによる環境部局と連携した清掃活動や、消防部局と連携し消防訓練を行い、火災等による防災時の対応など地元主体の管理活動が行われている。

今後も更に府・市・市民とが連携を図り、歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

(1) 道路修景整備事業

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

ア 上七軒通周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	H22～H24	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)(国土交通省)

(事業主体)京都市、上七軒お茶屋協同組合(間接)、電気・通信事業者(間接)
(事業区域)上京区社家長屋町～上京区毘沙門町地内
(事業内容)

北野天満宮の東参道及び上京北野界わい景観整備地区内にある上七軒通の約310m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。また、無電柱化により設置する設備配線等について、周囲の景観に配慮した修景を行う。

さらに、上七軒歌舞練場周辺の道路について、上七軒通と同様の石畳風アスファルト舗装による美装化を行う。

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P305)

工 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～H28	H24～地域自主戦略交付金

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内
(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区

図省略

旧 (P305)

工 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～H28	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内
(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区

図省略

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P307)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化遺産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂：H20～H22 仁和寺：H21～H22 切通し：H21～H22 清水寺：H21～H24 銀閣寺：H21～ 嵯峨鳥居本：H23～ 渡月橋南詰：H24～	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助(国土交通省) 嵯峨釈迦堂、仁和寺、銀閣寺 H21:交通 安全事業統合補助(国土交通省) 切通し、清水寺 H21 電線共同溝整備事業 費補助(国土交通省) 清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道 路事業)(国土交通省) 嵯峨鳥居本、渡月橋南詰 H24～ <u>地域自主 戦略交付金(内閣府)</u> 銀閣寺 H25～ <u>地域自主戦略交付金(内閣府)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内

仁和寺：右京区御室小松野町他地内

切通し：東山区清水町他地内

清水寺：東山区清水一丁目他地内

銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内

嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内

渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など)について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約6.0kmの無電柱化が完了している。

平成24年度以降については、引き続き、無電柱化推進候補路線中、諸条件

旧 (P307)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化遺産や文化財を核に、その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂：H20～H22 仁和寺：H21～H22 切通し：H21～H22 清水寺：H21～H24 銀閣寺：H21～ 嵯峨鳥居本：H23～ 渡月橋南詰：H24～	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備 事業費補助(国土交通省) 嵯峨釈迦堂、仁和寺、銀閣寺 H21:交通安全事業統合補助(国 土交通省) 切通し、清水寺 H21 電線共同溝 整備事業費補助(国土交通省) 清水寺 H22 社会資本整備総合交 付金(道路事業)(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内

仁和寺：右京区御室小松野町他地内

切通し：東山区清水町他地内

清水寺：東山区清水一丁目他地内

銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内

嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内

渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など)について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。平成22年度末までに約5.8kmの無電柱化が完了している。

平成23年度以降については、引き続き、無電柱化推進候補路線中、諸条件

新 (P311)

旧 (P311)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 HI6 は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国内外から訪れる人々の利便性の向上につながる。これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 HI6 は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの4箇国語表記を実現することにより、国内外から訪れる人々の利便性の向上につながる。これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P315)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道整備臨時交付金補助事業 (国土交通省)、H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金(道路事業) (国土交通省)、H24～地域主権交付金 (内閣府)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 歴史的都心地区 (四条通、河原町通、御池通及び烏丸通)を中心とした「まちなか」
(事業内容)

【都心部 (歴史的都心地区) における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区 (四条通、河原町通、御池通及び烏丸通)に囲まれた地区)を中心とした「まちなか」において、平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。

平成19年10月には、歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化など内容とする社会実験を実施した。

平成20年度以降、四条通や河原町通など、通り別や物流に関するワーカーグループを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちなか駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区 (「京なか」)に

おける賑わいの創出と公共交通の利用促進を目的とした情報誌「京なか歩く」を発

旧 (P315)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道整備臨時交付金補助事業 (国土交通省)、H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金 (道路事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 歴史的都心地区 (四条通、河原町通、御池通及び烏丸通)に囲まれた地区)を中心とした「まちなか」
(事業内容)

【都心部 (歴史的都心地区) における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区 (四条通、河原町通、御池通及び烏丸通)に囲まれた地区)を中心とした「まちなか」において、平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。

平成19年10月には、歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化などを内容とする社会実験を実施した。

平成20年度以降、四条通や河原町通など、通り別や物流に関するワーカーグループを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決

図省略

図省略

新 (P316)

行した。

平成21年度は、四条通の歩道拡幅に向けて、地元住民の皆様や関係機関と協議を行うとともに、歴史的都心地区及び周辺部において、通過交通のための道路路ではない「人が主役のまちなか道路」を実現するため、自動車速度を低減させるための道路改良や自動車流入規制のルール化等、地元住民が主体となったワークショップを開催し、具体的な方策を検討した。

平成22年度は、四条通の歩道拡幅の着実な実施を目指し、バス、荷捌き、タクシー、一般車両、細街路の交通処理への様々な対応策を個別に行い、交通量や駐車台数の変化、走行経路などの調査結果を検証する交通社会実験を実施した。

平成23年度には、四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた都市計画決定を行うとともに、平成24年度には、沿道アクセスペースの配置等について、検討を進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れる。このため、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるときにも、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じている。

四条通は、祇園祭の山鉦が巡行するなど歴史ある通りでもあるため、四条通の歩道拡幅と公共交通優先化を推進するに当たって、景観に配慮した舗装等を行うことで、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちなの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

イ 新・駐車場整備計画の策定

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
新・駐車場整備計画の策定	H19～H22	H20～H21 街路交通調査費補助 (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

本市では、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」こと中心へと転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」において検討

旧 (P316)

に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちなか駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区(「京なか」)における賑わいの創出と公共交通の利用促進を目的とした情報誌「京なか歩く」を発行した。

平成21年度は、四条通の歩道拡幅に向けて、地元住民の皆様や関係機関と協議を行うとともに、歴史的都心地区及び周辺部において、通過交通のための道路路ではない「人が主役のまちなか道路」を実現するため、自動車速度を低減させるための道路改良や自動車流入規制のルール化等、地元住民が主体となったワークショップを開催し、具体的な方策を検討した。

平成22年度は、四条通の歩道拡幅の着実な実施を目指し、バス、荷捌き、タクシー、一般車両、細街路の交通処理への様々な対応策を個別に行い、交通量や駐車台数の変化、走行経路などの調査結果を検証する交通社会実験を実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れる。このため、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるときにも、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じている。

当該取組を進めることにより、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちなの実現に寄与し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」が推進される。

イ 新・駐車場整備計画の策定

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
新・駐車場整備計画の策定	H19～H22	H20～H21 街路交通調査費補助 (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

本市では、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」こと中心へと転換し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

この理念に基づき、脱「クルマ中心」社会の実現に向け、これまでの自動車駐車需要に供給を合わせていた駐車施設に係る計画を、自動車利用抑制の観点に立った計画へと見直すため、「京都市駐車場整備連絡協議会」において検討

新 (P320)

旧 (P320)

(7) 御園橋改修事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
御園橋改修事業	H21～(未定)	H24～地域自主戦略交付金 (内閣府)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 御園橋
(事業内容)

御園橋を拡幅する改修工事を実施する。
御園橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御園橋の由来は、葵祭のため設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから、上賀茂神社も分かるように、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御園橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。

図省略

図省略

(7) 御園橋改修事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
御園橋改修事業	H21～(未定)	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 御園橋
(事業内容)

御園橋を拡幅する改修工事を実施する。
御園橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御園橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから、上賀茂神社も分かるように、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御園橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。

図省略

図省略

新 (P323)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝(建造物)二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財(建造物)二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿の構造及び耐震性能の調査, 破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学識経験者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理工を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-13 二条城

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H27	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業(文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 旧三井家下鴨別邸

(事業内容)

旧 (P323)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝(建造物)二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財(建造物)二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿の構造及び耐震性能の調査, 破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学識経験者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理工を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-13 二条城

新 (P324)

京都市が管理団体に指定されている重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋、玄関棟、茶室について保存修理事業、防災設備事業を実施する。また、併せて庭園等の整備事業を実施し、以降に施設の一般公開を行う予定である。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧三井家別邸は下鴨に位置する重要文化財であり、下鴨神社にも近く地域の歴史的風致において核となっている。その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-13-2 旧三井家下鴨別邸

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅 (主屋, 附属屋他)
(事業内容)

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理(平成21～22年度)、便所・表門、中門等の解体修理(平成21～23年度)を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は、岩倉地区の文化、観光の資源の核となっている。よってその修理事業は、京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに、岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

旧 (P323-324)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
岩倉具視幽棲旧宅保存修理事業	H21～H23	史跡岩倉具視幽棲旧宅 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅 (主屋, 附属屋他)
(事業内容)

国庫補助事業として、京都市が管理団体となっている国指定史跡・岩倉具視幽棲旧宅の保存修理事業を行う。主屋・付属屋の半解体修理(平成21～22年度)、便所・表門、中門等の解体修理(平成21～23年度)を実施する。合わせて南側土塀の修理も行う。(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

岩倉具視幽棲旧宅は、岩倉地区の文化、観光の資源の核となっている。よってその修理事業は、京都市として重要な文化財の保存・活用を図るとともに、岩倉地域の観光や景観保全にも寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-14-1 岩倉具視幽棲旧宅

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
名勝無鄰庵庭園の整備	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
名勝無鄰庵庭園の整備	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 国指定名勝・無鄰庵庭園

新 (P341)

町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18～ <u>H22</u>	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
<u>京町家改修助成事業</u>	<u>H23～</u>	<u>財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施</u>

(事業主体) 所有者等
(事業区域) 市域全体
(事業内容)



財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。

- 京町家改修助成モデル事業
景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行った。
- 京町家活動助成モデル事業
京町家の改修につながるような活動に対して助成を行った。
- 京町家改修助成事業
第一段階としての先行的モデル事業を終了し、今後は安定・継続的な事業の実施期として、地域まちづくりとの関係性が深く、改修後は景観重要建造物の指定をめぐらすなど将来に亘り維持・保全が図られていくもので、現時点では他の施策では助成対象とならないものを対象に改修助成を実施する。

○ 寄付促進のための取組
ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的な PR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さ

旧 (P341)

町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

(事業主体) 所有者等
(事業区域) 市域全体
(事業内容)



財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした事業を実施する。

- 京町家改修助成モデル事業
景観形成に寄与し、文化発信、まちづくりへの発展の可能性のある京町家の改修工事に対して助成を行う。
- 京町家活動助成モデル事業
京町家の改修につながるような活動に対して助成を行う。

○ 寄付促進のための取組
ファンド事業費を安定的に確保するためには寄付の拡大が不可欠であるため、寄付拡大に向けた積極的な PR、寄付者へのインセンティブ策の構築等、多様な取組みを展開する。

【京町家まちづくりファンド】

京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さ

新 (P348)

イ 岡崎地域活性化の推進

岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間500万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域の活性化ビジョン」を平成23年3月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。

図省略

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業（国土交通省）、 H24 民間まちづくり活動促進事業（国土交通省）、H24～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市、エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」、
その他（民間施設・事業者等）
（事業区域）岡崎地域及びその周辺
（事業内容）

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

旧 (P348)

イ 岡崎地域活性化の推進

岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間500万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域の活性化ビジョン」を平成23年3月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。

図省略

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
官民連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業（国土交通省）、 H24～民間まちづくり活動促進事業（国土交通省）、H24～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市、エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」、
その他（民間施設・事業者等）
（事業区域）岡崎地域及びその周辺
（事業内容）

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

新 (349)

民間まちづくり活動促進事業：「エリアマネジメント組織の運営費」及び将来ビジョンに掲げる方策を実現するための「社会実験・実証事業費」
 社会資本整備総合交付金：エリアマネジメント組織による「上記以外の事業費」
 （風物詩づくりのための魅力創出事業や情報発信事業など）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都会馆再整備	H24～H27	H25～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市
 （事業区域）京都会馆
 （事業内容）

京都会馆は、第4回国内勲業博覧会跡地に整備された文教地区に、昭和35年に建設されたもので、日本を代表するモダニズム建築家・前川國男氏による建築としても知られている。

しかし、開館後50年以上が経過し、各設備や舞台機能を含めた施設全体に老朽化が進むとともに、近年の施設利用者や来場者の利用ニーズにこたえきれない状況となっている。

このため、平成23年6月に再整備基本計画を策定し、既存の建物を活用して全面改修を行うことを基本とし、一部、舞台機能や音響面で課題の大きい第一ホールについてのみ建て替えを行うことで、「岡崎地域活性化ビジョン」に掲げる文化・交流拠点としての機能強化に取り組んでいく。

また、評価の高い既存の建物価値を次代に継承し、周辺への景観にも配慮したものとなるよう、有識者による「京都会馆の建物価値継承に係る検討委員会」を開催しており、岡崎地域の風致・景観の向上に寄与できるよう、また、現在検討を進めている京都岡崎の文化的景観の取組の方向に沿うものとなるよう、景観に十分配慮した再整備を進めていく。

図省略

旧 (349)

民間まちづくり活動促進事業：「エリアマネジメント組織の運営費」及び将来ビジョンに掲げる方策を実現するための「社会実験・実証事業費」
 社会資本整備総合交付金：エリアマネジメント組織による「上記以外の事業費」
 （風物詩づくりのための魅力創出事業や情報発信事業など）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都会馆再整備	H24～H26	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市
 （事業区域）京都会馆
 （事業内容）

京都会馆は、第4回国内勲業博覧会跡地に整備された文教地区に、昭和35年に建設されたもので、日本を代表するモダニズム建築家・前川國男氏による建築としても知られている。

しかし、開館後50年以上が経過し、各設備や舞台機能を含めた施設全体に老朽化が進むとともに、近年の施設利用者や来場者の利用ニーズにこたえきれない状況となっている。

このため、平成23年6月に再整備基本計画を策定し、既存の建物を活用して全面改修を行うことを基本とし、一部、舞台機能や音響面で課題の大きい第一ホールについてのみ建て替えを行うことで、「岡崎地域活性化ビジョン」に掲げる文化・交流拠点としての機能強化に取り組んでいく。

また、評価の高い既存の建物価値を次代に継承し、周辺への景観にも配慮したものとなるよう、有識者による「京都会馆の建物価値継承に係る検討委員会」を開催しており、岡崎地域の風致・景観の向上に寄与できるよう、また、現在検討を進めている京都岡崎の文化的景観の取組の方向に沿うものとなるよう、景観に十分配慮した再整備を進めていく。

図省略

新 (P350-1)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市動物園再整備事業	H21～H27	H24～社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都市動物園
(事業内容)

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができ「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
神宮道と岡崎公園の再整備事業	H25～H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 神宮道 (冷泉通～二条通間)・岡崎公園及びその周辺道路
(事業内容)

神宮道は、平安神宮や京都會館等の文化施設が集積する岡崎地域の中心を南北に通ずるシンボルストリートである。「岡崎地域活性化ビジョン」では、この神宮道を歩行者専用化とすることにより、賑わい空間を創出し、歩いて楽しい岡崎の実現を目指している。

このため、神宮道の車道機能を廃止し、沿道の公園と一体となった再整備を実施する。なお、神宮道は平安神宮の参道としての役割を有するほか、京都會館、美術館等の歴史的・文化的価値のある施設に近接するため、風致・景観の向上に配慮しながら再整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



写真 7-24-3 神宮道

旧 (P350)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都市動物園再整備事業	H21～H27	H24～社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都市動物園
(事業内容)

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができ「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

新 (P350-2)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園、神宮道及び岡崎公園は地域の重要な構成要素として市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。また、

平安神宮の参道である神宮道を沿道の公園と一体的に再整備することにより、岡崎地域の風致・景観の向上が図られ、地域の歴史資産にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

旧 (P350)

岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴する伝統と進取の気風あふれる地域であり、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。

岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することで、地域力を活用しながら、歴史的な地域資源や建造物を活かし、風情や品格のある更なる魅力的なまちづくりが推進される。

中でも、今回再整備を予定している京都会館や京都市動物園は地域の重要な構成要素の一つとして市民に親しまれている。

歴史的・文化的価値のある京都会館を可能な限り活かして再整備を図り、後世に継承するとともに、歴史ある京都市動物園を魅力ある施設として再整備することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P356-1)

(事業区域)
(事業内容)

京都市では、今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都伝統産業ふれあい館」を設置している。

常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、ギャラリーではテーマを設定した企画展において、優れた工芸品の数々を展示している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

市民や観光客に京都の伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-29 京都市伝統産業ふれあい館

(イ) 京もの全国普及事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの一家に一品推進事業	H21～ H23	市単独事業
伝統的工芸品月間国民会議 全国大会	H21～H21	市単独事業 ただし、経済産業省、府及び地元関係団体等が連携して実施

(事業主体) 京もの一家に一品推進事業：京都市

伝統的工芸品月間国民会議全国大会：京都市、経済産業省、京都府、南丹市及び伝統産業関連団体等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

○ 京もの一家に一品推進事業
京都の伝統産業の技術を用い、現代の消費者の感覚に合致した伝統工芸品作りを事業者とともに進めるほか、販売戦略についても雑誌等を活用し、ターゲットを明確にした見せ方、売り方を実行する。

○ 伝統的工芸品月間国民会議全国大会
経済産業省では、昭和59年度から11月を「伝統的工芸品月間」と定め、10月から11月にかけて全国各地において伝統的工芸品の普及推進事業を実施しており、「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」は、その中心催事である。

旧 (P356)

(事業区域)
(事業内容)

京都市では、今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都伝統産業ふれあい館」を設置している。

常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、ギャラリーではテーマを設定した企画展において、優れた工芸品の数々を展示している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

市民や観光客に京都の伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-29 京都市伝統産業ふれあい館

(イ) 京もの全国普及事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの一家に一品推進事業	H21～	市単独事業
伝統的工芸品月間国民会議 全国大会	H21～H21	市単独事業 ただし、経済産業省、府及び地元関係団体等が連携して実施

(事業主体) 京もの一家に一品推進事業：京都市

伝統的工芸品月間国民会議全国大会：京都市、経済産業省、京都府、南丹市及び伝統産業関連団体等

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

○ 京もの一家に一品推進事業
京都の伝統産業の技術を用い、現代の消費者の感覚に合致した伝統工芸品作りを事業者とともに進めるほか、販売戦略についても雑誌等を活用し、ターゲットを明確にした見せ方、売り方を実行する。

○ 伝統的工芸品月間国民会議全国大会
経済産業省では、昭和59年度から11月を「伝統的工芸品月間」と定め、10月から11月にかけて全国各地において伝統的工芸品の普及推進事業を実施しており、「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」は、その中心催事である。

新 (P356-2)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(外) 京もの市場の開拓

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

国内最大の消費地であり、情報発信のきなめである首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの海外市場開拓事業	H24～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

「京もの」の魅力を強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P357)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P358)

ターゲットを明確にした市場の開拓を促し、伝統産業の活性化を図ることに
より伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(2) 和装産業活性化戦略プランの推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
和装産業活性化戦略プランの推進	H21～H23	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

京都市では、これまでの地元京都での取組に加え、国内最大の市場である首都圏を対象として、首都圏で活躍される方々等の参画により「和装産業活性化戦略プラン」を策定した。これに基づき、平成21年度以降、首都圏での新たな販路開拓やニーズを的確に捉えたきものづくりを目指した事業を展開する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

きものを身近なファッションの一つとして認知してもらい、着物の魅力を定着させること、また、きもの需要喚起を図り、「Made in 京都」のきもの購入へ着実に結びつけることによって、京都の伝統産業である和装産業全体の活性化を図り、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(2) 北区伝統ブランドいきいき発信事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
北区伝統ブランドいきいき発信事業	H21～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 北区

(事業内容)

京野菜や北山杉等の北区が誇る伝統ブランドを、地元関係団体と共に民間企業等とタイアップして広く全国に発信することにより、新たな需要を開拓し、北区の伝統ブランドの活性化を図る。

○ 北区「ほんまもん」PR事業

朝市の開催やマップ、パンフレットの作成・配布等を通じて、北区で生産されている京野菜等、身近にある「ほんまもん」の魅力を発信し、地産地消の推

旧 (P358)

ターゲットを明確にした市場の開拓を促し、伝統産業の活性化を図ることに
より伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(2) 和装産業活性化戦略プランの推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
和装産業活性化戦略プランの推進	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

京都市では、これまでの地元京都での取組に加え、国内最大の市場である首都圏を対象として、首都圏で活躍される方々等の参画により「和装産業活性化戦略プラン」を策定した。これに基づき、平成21年度以降、首都圏での新たな販路開拓やニーズを的確に捉えたきものづくりを目指した事業を展開する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

きものを身近なファッションの一つとして認知してもらい、着物の魅力を定着させること、また、きもの需要喚起を図り、「Made in 京都」のきもの購入へ着実に結びつけることによって、京都の伝統産業である和装産業全体の活性化を図り、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(2) 北区伝統ブランドいきいき発信事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
北区伝統ブランドいきいき発信事業	H21～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 北区

(事業内容)

京野菜や北山杉等の北区が誇る伝統ブランドを、地元関係団体と共に民間企業等とタイアップして広く全国に発信することにより、新たな需要を開拓し、北区の伝統ブランドの活性化を図る。

○ 北区「ほんまもん」PR事業

朝市の開催やマップ、パンフレットの作成・配布等を通じて、北区で生産されている京野菜等、身近にある「ほんまもん」の魅力を発信し、地産地消の推

新 (P357-364)	旧 (P357-364)
<p>(P357) (4) 京の『匠』ふれあい事業 (4) 京ものきらめきチャレンジ事業 (P358) (4) 和装産業活性化戦略プランの推進 (4) 北区伝統ブランドいきいき発信事業 (P359) (7) 五感で感じる和の文化事業 (P360) (4) 京都文化祭典事業 (P361) (4) 市民狂言会 (4) 京都薪能 (P362) (4) 花街の伝統芸能保存育成事業 (4) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援 (P363) (4) 伝統文化体験総合推進事業 (4) 上京区の伝統文化をまるごと体験！！ (P364) (4) 東山区ふれあい文化財鑑賞会</p>	<p>(P357) (4) 京の『匠』ふれあい事業 (4) 京ものきらめきチャレンジ事業 (P358) (4) 和装産業活性化戦略プランの推進 (4) 北区伝統ブランドいきいき発信事業 (P359) (7) 五感で感じる和の文化事業 (P360) (4) 京都文化祭典事業 (P361) (4) 市民狂言会 (4) 京都薪能 (P362) (4) 花街の伝統芸能保存育成事業 (4) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援 (P363) (4) 伝統文化体験総合推進事業 (4) 上京区の伝統文化をまるごと体験！！ (P364) (4) 東山区ふれあい文化財鑑賞会</p>

新 (P373-2)

旧 (P373-2)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覽

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覽

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
2 6	長谷川邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 東木屋町通四 条上る二丁目 下樵木町 206- 3	
2 7	神戸邸		京都市中京区 東木屋町通四 条上る二丁目 下樵木町 207- 3	
2 8	丹米		京都市中京区 先斗町通三条 下る四丁目松 本町 164 他	
2 9	宮川		京都市中京区 先斗町通四 条上る四丁目松 本町 164-2 他	
3 0	革島医院 (景観重要建造物、歴史的意匠建造物、国登録文化財)		京都市中京区 麩屋町通六角 下る坂井町 464 他	

2 6 長谷川邸
(景観重要建造物)



京都市中京区
東木屋町通四
条上る二丁目
下樵木町 206-
3



2 7 神戸邸



京都市中京区
東木屋町通四
条上る二丁目
下樵木町 207-
3



2 8 丹米



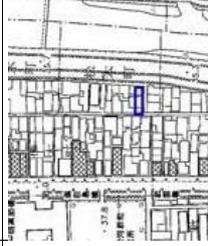
京都市中京区
先斗町通三条
下る四丁目松
本町 164 他



2 9 宮川



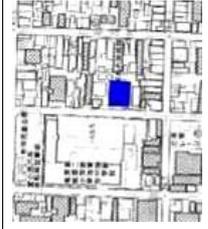
京都市中京区
先斗町通四
条上る四丁目松
本町 164-2 他



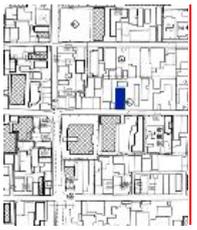
3 0 革島医院
(景観重要建造物、歴史的意匠建造物、国登録文化財)



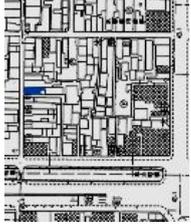
京都市中京区
麩屋町通六角
下る坂井町
464 他



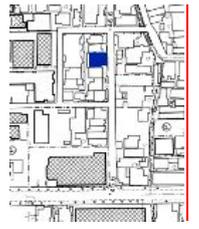
歴史の風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外觀写真	所在地	位置図
3.1	村西邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 蛸薬師通高倉 西入泉正寺町 333	
3.2	片岡邸 (景観重要建造物、歴史の意匠建造物)		京都市上京区 小川通中立売 上る小川町 205-1 (一部) 他	
3.3	遠藤邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 楊梅通室町西 入上柳町 227 他	
3.4	生谷邸(生谷敬之助) (景観重要建造物、歴史の意匠建造物、国登録文化財)		京都市上京区 室町通鞍馬口 下る二丁目竹 園町 15 他	
3.5	北尾邸 (界わい景観整備地区)		京都市上京区 元誓願寺通大 宮西入元妙蓮 寺町 548 他	

歴史の風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外觀写真	所在地	位置図
3.6	七味六兵衛 (景観重要建造物、歴史的意匠建造物)		京都市上京区 御前通下立売 下る下之町 404-1(一部)	
3.7	北岡邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 榎木町通油小路 西入西山崎 町 236-2	
3.8	田中邸(近江屋吉兵衛) (景観重要建造物)		京都市下京区 室町通五条下 る大黒町 212 他	
3.9	千歳邸 (景観重要建造物、歴史的意匠建造物)		京都市伏見区 阿波橋町 401 他	
4.0	松村邸		京都市中京区 六角通烏丸西 入骨屋町 155 他	

歴史の風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外觀写真	所在地	位置図
4.1	中村邸		京都市東山区 新門前通大和 大路東入三丁 目中之町 247	
4.2	西川仁右衛門		京都市左京区 岡崎巴勝寺町 91-24 他	

新 (P389)

写真 7-1-2	周辺道路 (道路修景整備事業)
写真 7-2	小川通 (道路修景整備事業)
写真 7-3	三条周辺地区 (道路修景整備事業)
写真 7-4	清水周辺地区 (道路修景整備事業)
写真 7-5	観光案内標識
写真 7-6	歩いて楽しいまちなか戦略
写真 7-7	御園橋 1
写真 7-8	御園橋 2
写真 7-9	防災水利整備事業 1
写真 7-10	防災水利整備事業 2
写真 7-11	淀城跡公園 1
写真 7-12	淀城跡公園 2
写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)
写真 7-13-2	田三井家下鴨別邸
写真 7-14-1	岩倉具視幽棲旧宅 (歴史的建造物の保存・再生事業)
写真 7-14-2	名勝無鄰庵庭園
写真 7-15	長江家住宅 (京都市指定文化財)
写真 7-16	黄桜酒蔵
写真 7-17	吉田宗兵衛邸
写真 7-18	鳥瀬三
写真 7-19	佐々木邸
写真 7-20	上七軒歌舞練場
写真 7-21	月桂冠旧本社
写真 7-22	山中油店
写真 7-23	胡乱座
写真 7-24-1	京都会館
写真 7-24-2	京都会館
写真 7-24-3	神宮道
写真 7-25-1	京町家まちづくり調査 1
写真 7-25-2	京町家まちづくり調査 2
写真 7-26	歴史的風土保存地区 空撮
写真 7-27	屋外広告物の簡易除却
写真 7-28	伝統産業の日
写真 7-29	京都市伝統産業ふれあい館
写真 7-30	五感で感じる和の文化事業
写真 7-31	市民狂言会
写真 7-32	伝統文化体験総合推進事業 1
写真 7-33	伝統文化体験総合推進事業 2
写真 7-34	東山区ふれあい文化鑑賞会 1
写真 7-35	東山区ふれあい文化鑑賞会 2

撮影：大島拓也
撮影：清水俊洋

旧 (P389)

写真 7-1-2	周辺道路 (道路修景整備事業)
写真 7-2	小川通 (道路修景整備事業)
写真 7-3	三条周辺地区 (道路修景整備事業)
写真 7-4	清水周辺地区 (道路修景整備事業)
写真 7-5	観光案内標識
写真 7-6	歩いて楽しいまちなか戦略
写真 7-7	御園橋 1
写真 7-8	御園橋 2
写真 7-9	防災水利整備事業 1
写真 7-10	防災水利整備事業 2
写真 7-11	淀城跡公園 1
写真 7-12	淀城跡公園 2
写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)
写真 7-14-1	岩倉具視幽棲旧宅 (歴史的建造物の保存・再生事業)
写真 7-14-2	名勝無鄰庵庭園
写真 7-15	長江家住宅 (京都市指定文化財)
写真 7-16	黄桜酒蔵
写真 7-17	吉田宗兵衛邸
写真 7-18	鳥瀬三
写真 7-19	佐々木邸
写真 7-20	上七軒歌舞練場
写真 7-21	月桂冠旧本社
写真 7-22	山中油店
写真 7-23	胡乱座
写真 7-24-1	京都会館
写真 7-24-2	京都会館
写真 7-25-1	京町家まちづくり調査 1
写真 7-25-2	京町家まちづくり調査 2
写真 7-26	歴史的風土保存地区 空撮
写真 7-27	屋外広告物の簡易除却
写真 7-28	伝統産業の日
写真 7-29	京都市伝統産業ふれあい館
写真 7-30	五感で感じる和の文化事業
写真 7-31	市民狂言会
写真 7-32	伝統文化体験総合推進事業 1
写真 7-33	伝統文化体験総合推進事業 2
写真 7-34	東山区ふれあい文化鑑賞会 1
写真 7-35	東山区ふれあい文化鑑賞会 2

撮影：大島拓也
撮影：清水俊洋

新 (別表-15-2)

旧

種別	名称	所在地	告示年月日
175	重要文化財 旧三井家下鴨別邸主屋	左京区下鴨菅河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財 旧三井家下鴨別邸玄関棟	左京区下鴨菅河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財 旧三井家下鴨別邸茶室	左京区下鴨菅河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財 旧三井家下鴨別邸(宅地)	左京区下鴨菅河町 58-2	平 23.6.20
176	清風荘主屋	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
-	清風荘離れ	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘土蔵	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘附屬屋	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘詰所	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘納屋	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘茶屋	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘供待	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘袴付及び待合	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘第一中門	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘第二中門	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9
	清風荘正門	左京区吉田開田町 2-1	平 24.7.9

新 (別表-20, 29, 38, 44)

旧 (別表-20, 29, 38, 44)

(別表-20)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧 (国指定史跡・名勝・天然記念物)

種別	名称	所在地	告示年月日
90 名勝	杉本氏庭園	下京区綾小路通新町西入矢田町116	平 23.2.7

(別表-20 下段)

別表1 京都市の重要文化財等の一覧 (国指定史跡・名勝・天然記念物)

種別	名称	所在地	告示年月日
90 名勝	杉本氏庭園	下京区綾小路通新町西入矢田町116	

(別表-29)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (府指定・登録・建造物)

種別	名称	所在地	告示年月日
51 府指定文化財	吉田神社本殿地	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23

(別表-38)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録建造物)

種別	名称	所在地	告示年月日
95 市登録文化財	五社神社	西京区下津林楠町103番地	平 24.4.1

(別表-44)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (市指定・登録 無形民族)

種別	名称	所在地	告示年月日
52 市登録無形民俗	建仁寺四頭茶礼	京都市東山区大和太路四条下る4丁目小松町584	平 24.4.1

新 (別表-54-1～2)

旧 (別表-54)

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧 (国登録建造物)

種別	名称	所在地	告示年月日
国登録文化財	旧大野木家住宅主屋	山科区竹鼻堂ノ前町 5-3	平 23. 7. 25
国登録文化財	旧大野木家住宅物置	山科区竹鼻堂ノ前町 5-3	平 23. 7. 25
国登録文化財	旧大野木家住宅裏蔵	山科区竹鼻堂ノ前町 5-3	平 23. 7. 25
国登録文化財	旧大野木家住宅西蔵	山科区竹鼻堂ノ前町 5-3	平 23. 7. 25
115	国登録文化財	旧大野木家住宅護摩堂	平 23. 7. 25
国登録文化財	旧大野木家住宅北蔵	山科区竹鼻堂ノ前町 5-3	平 23. 7. 25
国登録文化財	旧大野木家住宅中蔵	山科区竹鼻堂ノ前町 5-3	平 23. 7. 25
国登録文化財	旧大野木家住宅中門及び塀	山科区竹鼻堂ノ前町 5-3	平 23. 7. 25
116	国登録文化財	仁和寺藏殿	平 23. 10. 28
国登録文化財	仁和寺大玄關	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
国登録文化財	仁和寺白書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
国登録文化財	仁和寺黒書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
116	国登録文化財	仁和寺靈明殿	平 23. 10. 28
国登録文化財	仁和寺勅使門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
国登録文化財	仁和寺皇族門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
国登録文化財	仁和寺靈宝館	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
国登録文化財	下村家住宅主屋	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
117	国登録文化財	下村家住宅離れ	平 23. 10. 28
国登録文化財	下村家住宅戌亥蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
国登録文化財	下村家住宅辰巳蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
国登録文化財	平安女学院有栖館主屋	上京区下立赤通烏丸西入五丁目185-1他	平 24. 2. 23
118	国登録文化財	平安女学院有栖館青天門	平 24. 2. 23
国登録文化財	平安女学院有栖館長屋門	上京区下立赤通烏丸西入五丁目185-1他	平 24. 2. 23
119	国登録文化財	日本写真印刷本館	平 24. 2. 23
120	国登録文化財	月見館本館	平 24. 2. 23
121	国登録文化財	吉田山荘 (旧東伏見家住宅) 本館	平 24. 8. 13
国登録文化財	吉田山荘 (旧東伏見家住宅) 素門	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
国登録文化財	吉田山荘 (旧東伏見家住宅) 旧門番所	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
国登録文化財	吉田山荘 (旧東伏見家住宅) 旧車庫	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
国登録文化財	吉田山荘 (旧東伏見家住宅) 北蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
国登録文化財	吉田山荘 (旧東伏見家住宅) 南蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
122	国登録文化財	新鶴本館	平 24. 8. 13
国登録文化財	新鶴新館	下京区木曾町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
国登録文化財	新鶴南門	下京区木曾町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
123	国登録文化財	角屋松の間	平 24. 8. 13

建築主・設計者の皆様へ

地域景観づくり協議会制度のお知らせ

景観に関する手続の前に

地域との意見交換が必要な地域をご確認ください。

◆ 意見交換が必要な地域

New !

しゅうとく ほんとちょう にしのちょう
 下京区 **修徳学区** , 中京区 **先斗町** , 東山区 **西之町**

◆ まもなく意見交換が必要になる地域

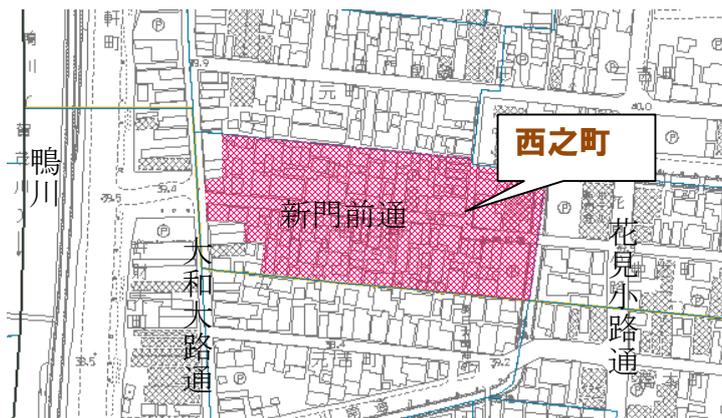
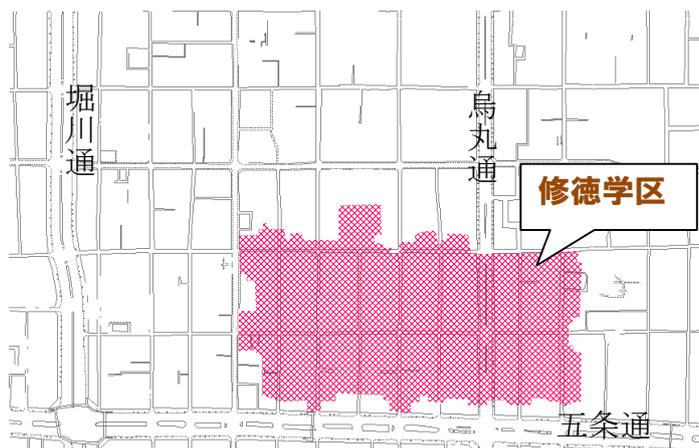
New ! **New !**

ますやちょう いちねんざか・にねいざか かつらざか
 東山区 **柵屋町** (一念坂・二寧坂) , 西京区 **桂坂**

地域の景観を保全・創出する目的で、主体的に景観づくりに取り組む組織として京都市が認定した地域組織の活動区域内で建築行為等を行う場合、景観に関する手続の前に地域と意見交換しなければならない制度（**地域景観づくり協議会制度**）が、平成23年4月1日からスタートしています。

現在、5つの地域で地域組織を認定しており、**修徳学区**、**先斗町**、**西之町**では、景観に関する手続の前に地域の協議会との意見交換が必要となります。

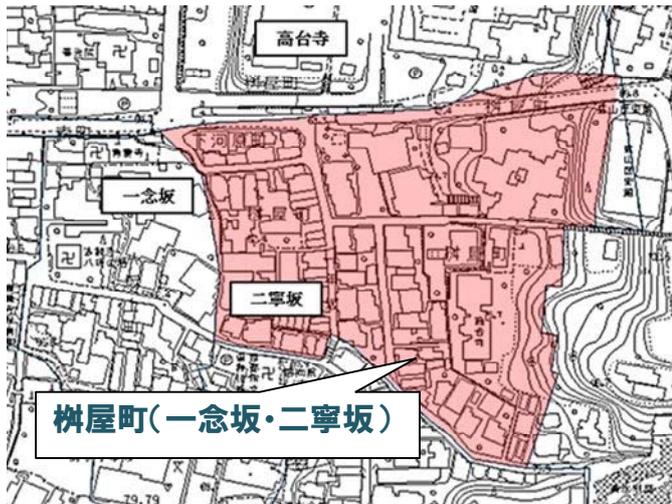
柵屋町、**桂坂**でも、まもなく（平成25年4月頃を予定）意見交換が必要となります。



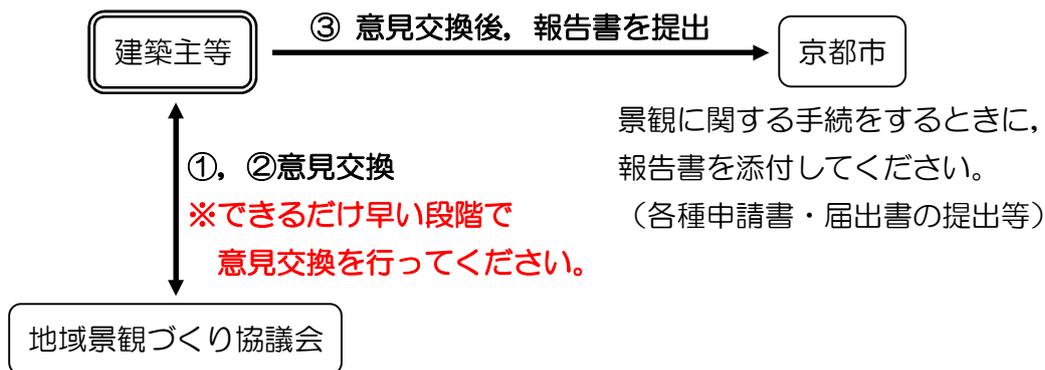
- 意見交換の流れについては裏面をご覧ください。
- 意見交換が必要な行為や時期、方法については、各協議会によって異なります。
- まずは、景観政策課にお問い合わせください。(TEL075-222-3397)

4月頃を予定

◆ まもなく 意見交換が必要になる地域



◆ 手続と意見交換の流れ



① 認定された協議会の活動区域内で建築行為等を行う場合、建築主は景観に関する手続の前に、地域景観づくり協議会と意見交換することが必要です。地域の良好な景観形成に向けて、できるだけ早い段階で意見交換を行ってください。

② 各協議会で作成し認定を受けた「地域景観づくり計画書」に基づき、意見交換を行ってください。各地域の「地域景観づくり計画書」は、景観政策課の窓口か、ホームページでご覧いただけます。
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000122618.html>)

京都市 地域景観づくり計画書

検索

③ 建築主は、意見交換後、意見交換報告書を添えて、景観に関する手続（各種申請書・届出書の提出等）を行ってください。

中京区 先斗町

1 地域景観づくり協議会

(1) 名称

先斗町まちづくり協議会

(2) 概要

ア 目的

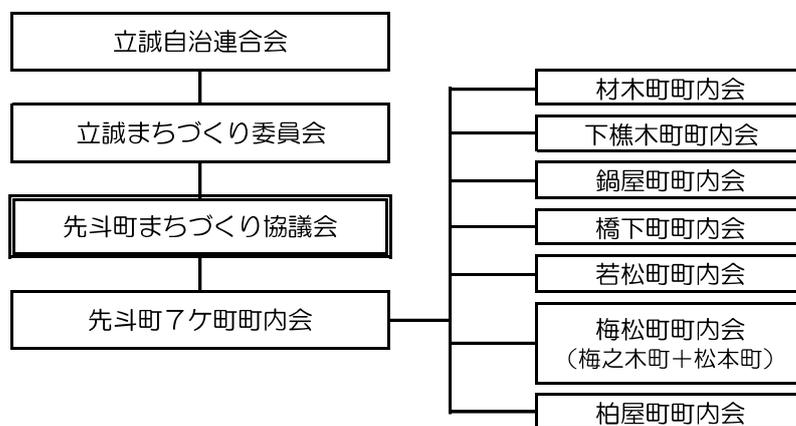
先斗町の景観や町並みの保全、求められる先斗町らしさの創出を前提としたうえで、先斗町界隈での住人・事業者による先斗町の発展。

イ 活動

- ・ 先斗町町式目^(※)を策定する活動
- ・ 地域の良好な景観づくりのための活動
- ・ 先斗町の発展を考える活動 など

※ 先斗町町式目：先斗町に住まう者・商う者の原理原則を踏まえ、町内会員がとるべき行動と規範を制定。平成21年8月に第1条（路上喫煙）、平成23年10月に第2条（屋外広告物）、平成24年5月に第3条（事業ゴミの出し方）を定めている。

(3) 組織構成



(4) 役員構成

会長	立誠まちづくり委員会委員長とする。
副会長	先斗町まちづくり協議会の対象区域の各町から選出された者からの立候補及び推薦をもって、協議会定期総会において選出する。
事務局長	
会計	
会計検査	
理事	
常任理事	先斗町7ヶ町町内会の町内会長とする。

2 地域景観づくり計画書

(1) 地域概要（景観特性）

北は三条通りの一本南の通り，南は四条通り，東は鴨川，西は木屋町通で囲まれる区域である。江戸時代の鴨川改修に伴い，整備された地域であり，鴨川に張り出した納涼床と先斗町通に面した狭い敷地に，茶屋様式の伝統的建造物が連担する町並みは，京都を代表する景観である。



(2) 地域の将来像

【将来像】①芸舞妓が通りを歩いて違和感が全くない町並み

②観光客に居酒屋であると思われない町並み

③「また来たい」と思えるような景観や雰囲気

④花街の風情を残して，先斗町に調和した店やまち

【目 標】①先斗町まちづくり協議会の運営を現状通り進めていくこと。

②「先斗町らしさ」を守りつつ，お茶屋業と飲食業，住人が共存すること。

③少なくとも20年程前の町並みに戻すために，先斗町に対する共通した認識（建物外観，看板，ライティング，営業方法，住み方等々）を持つように，協議会が働きかけること。

④先斗町の町並みを一つの確立された魅力的な景観として維持し，創り，他とは違う，特殊性をもった町並みとして整備し保全すること。

⑤一体感を持てるような「落ち着いた町並み」を目標として，トータルなデザインを起こしてビジュアル的に統一をはかり，ビラ配りや呼び込み等を慎むように全体で統一し，ハード・ソフト両面でまちづくりを確立すること。

(3) 地域活動

①看板，建物外観，ライティング等の規制を作り，その実現に向けて理解と協力を求めていく。

②客引き行為等に関する規制を作り，その実現に向けて理解と協力を求めていく。

③新規出店や改修の際には，先斗町の町並み景観に配慮するよう要望する。

④先斗町町式目や先斗町の町並み景観の特性に反する事業者に対して，町式目の遵守や景観特性に関する配慮を求めていく。

(4) 意見交換

ア 対象

- ①新規の居住行為及び新規事業の開店・開業行為
- ②既存建築物の取り壊し及び新規の建築行為
- ③既存建築物の改修行為
- ④屋外広告物の新規設置行為及び改変行為
- ⑤その他、町並み景観に関する行為

(材木町，下樵木町，鍋屋町の木屋町通りに面するファサード（立面）部分は除く)

イ 方法・体制

事業主には，できるだけ早い時期に，協議会事務局へ連絡してもらう。

協議会は，町並み景観に対する考えや取組への理解と協力をお願いするとともに，意見交換の日程や詳細，提出資料について伝える。

事業主は，計画を立てた後に，原則月 1 回の協議会役員会議にて協議会と意見交換を行う。

(5) 地域景観づくり協議地区

京都市中京区橋下町，若松町，梅之木町，松本町，柏屋町，材木町，下樵木町，鍋屋町，石屋町の一部，

